

平成24年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成24年5月31日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 1番 阿部 司君 3番 池谷 弘君
4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君
6番 渡辺 悦郎君 7番 米山 千晴君
8番 湯山 鉄夫君 9番 梶 繁美君
10番 池谷 洋子君 11番 込山 恒広君
12番 鷹嶋 邦彦君 13番 真田 勝君
欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君
会議録署名議員 4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君
散 会 午前11時09分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算（第 1 号）」 |
| 日程第 7 | 報告第 1 号 | 平成23年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 2 号 | 平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 3 号 | 平成23年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について |
| 日程第10 | 議案第33号 | 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第34号 | 平成24年度小山町一般会計補正予算（第 2 号） |

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

開会に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付したとおりであります。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから平成24年第2回小山町議会6月定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（真田 勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番 高畑博行君、5番 桜井光一君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（真田 勝君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から6月15日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

御報告の件があります。ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（真田 勝君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第2号から議案第34号までの8議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。平成24年第2回小山町議会6月定例会を開催するに

当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、専決処分の承認3件、繰越計算書の報告3件、条例の改正1件、平成24年度補正予算1件の、合計8件であります。

はじめに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が、今年3月31日に公布されたことに伴い、小山町税条例の一部改正条例を、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）であります。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、今年3月31日に公布されたことに伴い、小山町国民健康保険税条例の一部改正条例を、地方自治法の規定に基づき専決処分しましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算（第1号）」であります。

これは、ウルトラトレイル・マウントフジの歓迎事業を行うために、規定の予算総額に、歳入歳出それぞれ500万円を追加し、予算の総額を77億6,500万円としたことについて、地方自治法の規定に基づき専決処分をしましたので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、報告第1号 平成23年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、平成22年度から24年度までの3か年で継続費を設定しております須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業と、須走小学校屋内体育施設建設事業の2事業と、平成21年度から24年度までの4か年で設定しております小山中学校改築事業の継続事業を合わせた3件につきまして、平成23年度事業費の未執行額を逓次繰越し、平成24年度の事業と合わせて執行するもので、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第2号 平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成23年12月議会及び本年3月議会で繰越明許費の設定の御承認をいただきました、いきど・すがぬま保育園園舎改修工事ほか9事業について、平成24年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、報告第3号 平成23年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、河川管理者である静岡県との設計協議に時間を要したことにより、年度内に完成ができなかった、藤曲頭首工実施設計業務委託ほか3事業について、平成24年度への繰越額が確定し

ましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

次に、議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、住民基本台帳法等の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されることに伴い、現行の外国人登録法が廃止されるため、印鑑条例等の一部を改正するものであります。

次に、議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,944万4,000円を追加し、予算の総額を78億3,444万4,000円とするものであります。

以上、今定例会に提案いたしました議案の提案説明は終わります。

なお、これら8件につきまして、関係部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）

○議長（真田 勝君） 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（小山町税条例の一部を改正する条例）についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が、平成24年3月31日に公布されました。

小山町税条例は、地方税法等に基づいた条例であり、今回の一部改正についても、地方税法等と同日公布が望ましいとの総務省からの助言もあり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の税制改正の主な内容について、まず住民税についてですが、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとしたことです。

次に、固定資産税についてですが、本年度が評価替えの年に当たりますので、負担調整措置の期間延長の規定をしております。

負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを平成24年度から平成26年度までの3年間延長し、特例割合6分の1等の住宅用地特例も現行を継続することとなっています。その中で、不公平是正の観点から、住宅用地に係る特例措置を経過的な措置を講じた上で平成26年度までに段階的に廃止することとしたこととあります。

それでは、主な内容を条文を基に御説明いたします。

お手元の条例改正資料新旧対照表 3 ページからお願いします。

第36条の2は、平成23年度の税制改正におきまして、所得税で源泉徴収をするときに寡婦控除を反映させた形で源泉徴収をするという改正が行われております。これに伴いまして、扶養控除等の申告書の中にも寡婦の記載欄が追加されていますし、市町村に提出する公的年金等支払報告書の欄にも寡婦控除の申告記載が追加されています。これにより、年金所得者の方から改めて寡婦控除の申告をいただかなくても、市町村で寡婦かどうかわかるという状況になっています。このことを踏まえ、申告手続の簡素化を図る観点から、寡婦控除の申告を不要とする改正であります。

次に、7ページをお願いします。附則第12条は、平成9年度に、税の不均衡の課題を解決するための政策判断として、地価高騰に伴い税負担が急増しないよう、なだらかに課税標準を上昇させるための固定資産税の特例として導入された制度ですが、こここのところ地価高騰に対応して導入した措置特例については、合理性が低下したということで、廃止に向けての経過措置の改正です。

次に、17ページをお願いします。附則第23条の2及び附則第24条は、東日本大震災に関する税制上の追加措置です。これは、東日本大震災により被災された方について、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例についての改正です。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第2号は、これを承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、承認第2号は、これを承認することに決定しました。

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（真田 勝君） 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（小山町国

民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長(土屋礼二君) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、地方税法及び国有財産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、総務省からの助言もありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日に専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

国民健康保険税の算定基礎となる総所得金額等を算定する上で、居住用財産を譲渡する場合、租税特別措置法により、一定の要件のもとで様々な課税の特例を適用することが認められています。

今回の改正は、東日本大震災により家屋を滅失したことにより、居住することができなくなった場合、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合、改正前は、災害のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡する場合に租税特別措置法に規定する特例を受けることができましたが、改正後においては、震災があった日から7年を経過する日の属する年の12月31日まで期間を延長したものであります。

なお、附則であります。法律に合わせ平成24年4月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第3号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、承認第3号は、これを承認することに決定しました。

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算(第1号)」

○議長(真田 勝君) 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「平成24年度小山町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。

この専決処分につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成24年度小山町一般会計におきまして、早急に補正予算を組む必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度小山町一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を77億6,500万円としたものであります。

はじめに、歳入について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

18款1項2目総務費寄附金を500万円増額しますのは、一般社団法人須走彰徳山林会様からウルトラトレイル・マウントフジ歓迎事業のために寄附を受けるものであります。

次に、歳出について申し上げます。

2款7項1目企画渉外総務費のうち（4）富士山総合施策費を500万円増額しますのは、5月18日から20日にかけて開催されましたウルトラトレイル・マウントフジの歓迎事業といたしまして、歓迎花火の打ち上げ、電飾モニュメントの設置に要する経費を計上するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第4号は、これを承認することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、これを承認することに決定しました。

日程第7 報告第1号 平成23年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第7 報告第1号 平成23年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第1号 平成23年度小山町一般会計予算継続費繰越計算書の

報告についてであります。

平成22年度から24年度までの3か年で設定している須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業と須走小学校屋内体育施設建設事業の2件と、平成21年度から24年度までの4か年で設定している小山中学校改築事業の計3件の継続事業につきまして、平成23年度事業費の未執行額を逓次繰越し、平成24年度の事業費と合わせて執行するもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

平成24年度へ逓次繰越いたしました額は、須走小学校放課後児童クラブ施設建設事業につきましては143万900円、須走小学校屋内体育施設建設事業につきましては5,741万1,931円、また、小山中学校改築事業は2億8,110万7,230円であります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第145条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第8 報告第2号 平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第8 報告第2号 平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第2号 平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、平成23年小山町議会12月定例会及び平成24年小山町議会3月定例会において、小山町一般会計補正予算により、繰越明許費の設定を御承認いただきました10件につきまして、それぞれの繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、平成23年度小山町一般会計予算繰越明許費繰越計算書に記載されておりますように、東富士演習場周辺改修工事（保育用施設）助成事業として、いきど・すがぬま保育園園舎改修事業が6,996万3,500円、きたごう保育園園舎建設事業の設計業務委託料2,341万5,000円、須走高原会法定外道路用地処理委託が247万3,000円、須走立山排水路測量設計業務、町道1056号線道路改良舗装工事、町道2076号線設計調査委託及び新東名の側道になります町道3975号線測量設計業務委託の町道整備事業が6,120万1,350円、北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強事業が1億883万4,000円、須走中学校格技棟耐震補強事業が1,981万6,000円、防衛施設周辺整備助成補助事業である生涯学習施設改修設計委託業務2,625万円、一昨年の台風9号被害による農地農業用施設災害復旧事業が7,846万4,000円、次のページ、昨年の台風12、15号被害による林業施設災害復旧事業が1,680万円、同じく公共土木施設災害復旧事業が5,800万円、以上10件で、合計4億6,521万6,850円を平成24年度へ繰り越すものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第9 報告第3号 平成23年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告について

○議長（真田 勝君） 日程第9 報告第3号 平成23年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 報告第3号 平成23年度小山町一般会計予算事故繰越繰越計算書の報告についてであります。

本件は、一昨年台風9号被害による災害復旧事業を繰越明許費として行ってきたものが、年度内に完了することができなかつたもので、河川管理者との設計協議に時間を要したことによる、藤曲頭首工実施設計業務委託1,212万7,500円、昨年の台風15号で新たに被災し、復旧計画の見直し及び地権者との再協議が必要となったことによる角取線災害復旧工事1,760万1,550円、同一現場で施工の県河川工事の完了後でなければ施工できない工種があることによる下野沢橋橋梁災害復旧工事に伴う附帯工事624万4,773円、及び地権者の測量立ち入りの承諾等に時間を費やし、用地買収する箇所の方筆作業が滞ってしまったことにより、所有権移転登記が完了できなかったことによる公共土木施設災害用地購入事業357万1,490円の計4件、3,954万5,313円を、地方自治法第220条第3項のただし書きの規定により、事故繰越しましたので、同法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 部長の報告は終わりました。

本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第10 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例について

○議長（真田 勝君） 日程第10 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律と、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されることに伴い、現行の外国人登録法が廃止されるため、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用

語が使用されている関連条例について文言の整理とあわせて一部改正をするものであります。

この条例は3か条からなっており、第1条は小山町印鑑条例、第2条は小山町手数料条例、第3条は小山町総合福祉給付金等に関する条例をそれぞれ一部改正するものであります。

主な改正内容は、お手元の条例改正資料新旧対照表24、25ページをお願いします。第1条の小山町印鑑条例では、次のページの第5条第2項第1号で漢字圏の外国人については、通称を用いた印鑑の登録が可能となり、また第3項を追加し、非漢字圏の外国人については、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑の登録が可能となります。

28、29ページをお願いします。第10条第1項第2号及び第6号で、漢字圏の外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録原票に登録及び印鑑登録証明書に記載することができます。

30、31ページをお願いします。

○議長（真田 勝君） 暫時休憩といたします。文書の不備がございますので、ちょっとお待ちください。

午前10時39分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、議会を再開します。

資料不備のため、再度暫時休憩とさせていただきます。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。住民福祉部長 土屋礼二君。

○住民福祉部長（土屋礼二君） 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律と、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日に施行されることに伴い、現行の外国人登録法が廃止されるため、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語が使用されている関連条例について文言の整理とあわせて一部改正するものであります。

この条例は3か条からなっており、第1条は小山町印鑑条例、第2条は小山町手数料条例、第3条は小山町総合福祉給付金等に関する条例をそれぞれ一部改正するものであります。

主な改正内容は、お手元の条例改正資料新旧対照表24、25ページをお願いします。第1条の小

山町印鑑条例では、次のページの第5条第2項第1号で漢字圏の外国人については、通称を用いた印鑑の登録が可能となり、また第3項を追加し、非漢字圏の外国人については、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑の登録が可能となります。

28、29ページをお願いします。第10条第1項第2号及び第6号で、漢字圏の外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録原票に登録及び印鑑登録証明書に記載することができます。

30、31ページをお願いします。第14条第1項第3号及び第6号で、漢字圏の外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記の変更、並びに外国人住民でなくなった場合は、職権により印鑑登録を抹消するものとしています。

次に、同じく新旧対照表36、37ページをお願いします。第2条の小山町手数料条例では、別表の外国人登録関係の部分の行を削除するものと、戻っていただきまして、32、33ページをお願いします。今回の条例改正に合わせて、第5条第2項で戸籍事項に関する証明手数料を免除するのは、現行、第1号から第22号により、法律に基づき免除してきているところであります。しかし、改正された法律の内容を常時把握することが困難であることや、法改正の内容を速やかに条例に反映させるため、今回改正するものであります。

次に、同じく新旧対照表38、39ページをお願いします。第3条小山町総合福祉給付金等に関する条例では、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票等の用語が使用されている条文の改正をするものであります。

なお、附則ですが、改正後の条例は平成24年7月9日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（真田 勝君） 日程第11 議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ6,944万4,000円を追加し、予算の総額を78億3,444万4,000円とするものであります。

はじめに、4ページの債務負担行為の補正について説明いたします。

生土不老山地区の町有林について、周辺の森林所有者と連携して森林整備を進め、防災や環境面を考慮した健全な森林育成に努めるため、平成25年度から平成28年度までの4年間で、2,300万円を限度額として整備していくため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳入について説明いたします。補正予算書の6ページをお開きください。

14款1項6目土木使用料を100万円増額しますのは、町営住宅使用料の滞納者からの収入を見込むものであります。

次に、15款1項2目災害復旧費国庫負担金を1,500万円増額しますのは、精進川及び西沢川におきまして、今年4月30日から5月3日までの降雨被害による災害復旧費に対して3分の2の国庫負担金を見込むものであります。

次に、6ページから7ページにかけまして、16款2項9目特別対策事業補助金を3,203万9,000円増額しますのは、一昨年の台風9号被害以来の、スコリア土壌の流出軽減のための整備事業と地域商業活性化宅配サービス事業の緊急雇用創出事業に対して、県から100%の補助をしていただくものであります。

次に、7ページ17款2項1目不動産売払収入を412万6,000円増額しますのは、債務負担行為で説明いたしました町有林整備事業による間伐材の売払い収入を見込むものであります。

次に、18款の寄附金につきましては、北郷地区の地域振興向上のため、一般社団法人綱山五徳会様から、北郷地区の公共施設備品等購入費へ163万4,000円を寄附いただくものであります。

次に、8ページから9ページにかけまして、22款1項5目災害復旧債を1,550万円増額しますのは、今回の補正に係る公共土木施設災害復旧費に対して借り入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

はじめに、1款1項1目のうち説明欄（2）議会運営費を165万9,000円減額しますのは、本年度の議員共済会負担金が確定したことにより減額するものであります。

次に、2款1項1目一般管理費のうち説明欄（2）一般行政事務費を209万8,000円増額しますのは、町営住宅使用料の高額滞納者に対する対処として、訴えの提起を含めた手続をしていくための訴訟代理人委任費用137万5,000円が主なものであります。

次に、11ページの2款1項4目財産管理費のうち説明欄（2）財産管理費を412万6,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、町有林整備として間伐30ヘクタール、作業道3,000メートルについて業務委託するものであります。

次に、同じく5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち説明欄(3)北郷支所管理費を5万9,000円増額しますのは、先ほど歳入でも説明しましたが、一般社団法人綱山五徳会様からの寄附をいただき、北郷支所に記載テーブルを購入するものであります。なお、このほかに、3款保育園費できたごう保育園の備品、9款教育費で北郷小・中学校、幼稚園の備品及び生涯学習センターの備品等の購入をするものであります。

次に、同じく6目自治振興費のうち説明欄(2)自治振興費を163万円増額しますのは、協働のまちづくり推進のため、区長様、町民、行政を対象とし、会議やミーティングなど複数の人が集う場においてスムーズな進行と深い議論、参加者の意見を引き出す進行役であるファシリテーターの研修を業務委託するものであります。

次に、13ページ5款2項1目林業総務費のうち説明欄(3)森林整備事業費を2,100万円増額しますのは、歳入でも説明しましたとおり、県の緊急雇用創出事業を活用して、平成22年の台風9号以降、山腹崩壊、スコリア土壌流出が繰り返される地域の森林整備事業を委託するものであります。

次に、6款1項1目商工業振興費のうち説明欄(2)商工業振興費を1,103万9,000円増額しますのは、こちらも県の緊急雇用創出事業を活用して、商店街の活性化、また高齢者等の利便性の向上のため、宅配サービス事業を委託するものであります。

次に、14ページの6款2項3目道の駅管理費のうち説明欄(2)道の駅地域振興センター管理費を200万円減額しますのは、道の駅「ふじおやま」において、臨時職員での対応から職員再任用による対応に変えたことにより減額するものであります。

同じく説明欄(3)道の駅観光交流センター管理費を200万円増額しますのは、道の駅「すばしり」に愛犬を連れて訪れる方の利便性向上のため、ドッグランを整備するものであります。

次に、15ページ7款5項1目住宅管理費のうち説明欄(2)町営住宅維持管理費を88万円増額しますのは、町営住宅使用料の高額滞納者に対する対処するための切手、内容証明等の通信運搬費11万円と執行申し立てのための訴訟時予納金77万円であります。

次に、17ページの10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち説明欄(2)公共土木施設災害復旧費を3,065万円増額しますのは、今年4月30日から5月3日までの降雨により被害を受けました精進川の護岸崩壊が須走で2か所、西沢川の護岸崩壊が生土で1か所の計3か所の測量設計費600万円と、その工事請負費2,400万円が主なものであります。

最後に、12款1項1目予備費を307万7,000円減額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(真田 勝君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番(高畑博行君) 質問いたします。

13ページ歳出の部の6款1項1目の商工業振興費の中の地域商業活性化宅配サービス事業について、ただいま部長がお話しされましたけれども、具体的にどういうものなのか、詳しくお聞きしたいということで質問をさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、町内の商店街の店舗数の減少、それから高齢者、町内の高齢化ということで、お店に行けない高齢者が増えていること、それから公共の交通機関、その他の不便によって買い物に行けない方、そういう方たちがたくさんいるということの実態を踏まえまして、商店と個人のいわゆる消費者を、宅配という形で結びつけたいということを考えております。これにつきましては、まず消費者のニーズ、それからお店のできる能力、それらを把握しまして、町内全体にわたって、消費者が求めているもの、そしてお店が提供できるものをまず把握して、その中で宅配という仕組みをつくって、荷物を運んでいく、それが単純に商品だけではなく、いろいろな情報も運べるような仕組みができればということで考えております。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） ほかに質疑はございますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月6日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午前11時09分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	真 田	勝
署 名 議 員	高 畑	博 行
署 名 議 員	桜 井	光 一

平成24年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成24年6月6日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君

散 会 午後2時37分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

10番 池谷洋子君

1. 胃がんの主原因「ピロリ菌」検査の助成について
2. 教育現場に「脳脊髄液減少症」の啓発冊子配布について
3. 公共施設（保育所、幼稚園など）のガラス飛散防止策について

1番 阿部 司君

1. 健康福祉会館「ゆったり湯」の件についての質問
2. 当局と自衛隊・消防・警察との連絡調整会議等の開催について

4番 高畑博行君

1. 中学校での武道必修化に伴う安全指導の徹底について
2. 「ゆったり湯」の再開の可能性と跡利用について

3番 池谷 弘君

1. 鳥獣害被害対策について
2. 学校給食の地産地消について

11番 込山恒広君

駿河小山駅無人化について町長の政治姿勢

5番 桜井光一君

1. 県立高等学校長期計画への対応について
2. 小山球場夜間照明施設について

6番 渡辺悦郎君

1. 自然環境、特に水資源を守るための条例制定の推進について
2. 防災計画の進捗状況について

8番 湯山鉄夫君

1. 新東名高速道路の進捗状況と今後実施計画について
2. 町及び地域の経済的振興施策について

12番 鷹嶋邦彦君

1. 金時林道の観光道路化について
2. 道の駅「すばしり」への温泉管敷設工事の経過説明と今後の計画について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。本日から、クールビズ期間の6月から9月まで、議会及び当局とも、会議における服装は、ノーネクタイ、ノー上着で行いますので、御了承ください。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1

一般質問

○議長（真田 勝君） 日程第1 これより一般質問を行います。

質問者に申し上げます。

本日は、質問件数が多いため、当局に対する質問は、簡潔、明瞭にするよう御協力を求めます。

それでは、質問内容により調整した結果、受け付け番号2と3を入れ替えた通告順により、順次発言を許します。

はじめに、10番 池谷洋子君。

○10番（池谷洋子君） 私は、3件の質問をさせていただきます。

はじめに、胃がんの主な原因とされる「ピロリ菌」の検査助成についてお伺いいたします。

日本では毎年約5万人が胃がんで亡くなっています。胃がんには特徴があって、世界で亡くなる人の56%が日本、韓国、中国に集中しており、東南アジアの地方病と言われていました。

そして、胃がんの主な原因が、日本人の2人に1人が持っているといわれるピロリ菌であることが判明いたしました。この菌の感染は、生まれてから10歳くらいまでに感染し、最近の感染率は10代では10%以下に対して、50代では約50%、60代以上では80%の方が感染者と言われております。

私事で恐縮ですが、昨年、私は胃がん検診で従来のバリウムを飲むレントゲン検診を受けました。結果は異常なしということでしたが、何となく胃に違和感があったので、近隣の胃腸科病院で、このピロリ菌の検査を受けました。検査は尿素呼気試験といって、検査薬を飲む前と後に吐いた息を集める簡単な検査で、30分くらいで終了しました。

この検査でピロリ菌が見つかり、除菌のための飲み薬を1週間服用し、約1か月後の検査の結果、ピロリ菌はいなくなっていました。医師からは、「年に1回検査すると安心ですよ。」とされました。

私も、自分が胃がん発症の原因であるピロリ菌を持っていたこと、胃がんのリスクが高いことを認識することで、今後の定期的な検診や、ピロリ菌の除去治療の大切さを改めて痛感いたしました。

した。

さて、このピロリ菌の検査費用を助成している町があります。長野県の飯島町です。飯島町では2007年度から胃がん撲滅キャンペーンとして取り組みを始め、開始3年後に町が行った調査では、検査でピロリ菌がいるとわかった人の約84%が、検査後に病院で受診しております。

ちなみに、町では19歳から69歳までの対象者約6,400人のうち1,489人がこれまでに検査を受け、そのうち491人、約3人に1人からピロリ菌が見つかっています。このピロリ菌が見つかった場合は、除菌により発がんの確率を3分の1に低下させることができるといいます。

町民からは、この取り組みに対し、「町の助成があるので検査を受けやすかった。」また「簡単に除菌できたので、受診されていない方はぜひ受けた方がいいと思いました。」などの感想が寄せられているそうです。

以上を踏まえ、胃がん対策として死亡率低下や医療費抑制に大きな期待ができるピロリ菌の検査助成を町でも取り入れるべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2件目は、教育現場に「脳脊髄液減少症」の啓発冊子を配布することについてお伺いいたします。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツなどで頭部や全身を強打することで、脳と脊髄を循環する脳脊髄液が、髄膜の弱い部分などから慢性的に漏れ続ける病気です。その脳脊髄液が減ることによって、大脳や小脳の位置が安定せず、また、神経が引っ張られることもあり、様々な痛みが出るのが大きな特徴です。激しい頭痛や吐き気、目まい、耳鳴りをはじめ、視力の低下、睡眠障害、全身の倦怠感、腹痛や首や腰、背中の痛み、さらには思考力や記憶力の低下、味覚や臭覚の異常など、いろいろな症状に苦しめられる病気です。

学校では、体育の授業中や廊下での転倒、跳び箱に失敗してのしりもち、部活中の事故などがきっかけで発症していることもあります。さらに、強いくしゃみや出産時にもあると聞いております。

このように、学校やごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけで体調不良となり、先ほど話したような様々な症状で、学校に行くことがままならず、学力低下の原因にもなっています。

病院で診断を受けても、うつ病、むち打ち症、起立性調節障害など、ほかの診断名をつけられ、適切なケアがされていないのが現状です。この病気の有効な治療方法は、血液が固まる性質を利用して、患者自身から抽出した血液を、髄液が漏れている場所に注射することでふさぐ、ブラッドパッチ療法が効果的と言われております。この方法で、約7割の方が回復しているそうです。

しかしながら、検査や治療を行う病院は限られています。また、病院でも医師の経験や、この病気の知識がないと見つけにくいとされています。このため、全国的にも脳脊髄液減少症と診断された児童生徒も少ないと聞いております。

現在においても、この病気の認知は極めて低く、外見が健常者と変わらないことが多いことから、職場や学校において、周囲から理解されず、誤解を生じ、悩み苦しんでいる人も多いと聞いて

ております。

実際に、朝、頭痛で起きることができず、立ちくらみや目まいなどの症状が出るため、仕事を休みがちになり、心因的なものと誤解されやすく、子どもの場合は家族や先生、友達に自分の体調をうまく言えずに、なかなか理解してもらえず、単なる仮病や怠け病だと思われ、いじめられたり不登校になってしまうケースもあると伺いました。

この脳脊髄液減少症の患者さんは、全国で約30万人と言われ、さらに、この病名を知らずに苦しんでいる潜在的な患者さんは約100万人以上いると言われております。

この脳脊髄液減少症の存在を知らないままだと、子どもの一生にかかわる可能性もあります。また、自分の本当の病名を知らないまま、日常生活に支障をきたしながらも、懸命に生活を送っている方もいるはずです。

悩み苦しんでいる患者の救済のためにも、脳脊髄液減少症患者支援の会、子ども支援チームが発行した症状の解説や発症時例、さらに、学校や家庭での対応などを、わかりやすく説明している啓発冊子を、町も理解を深めるため、全小中学校、幼稚園、保育所に配布してはとありますが、教育長の見解をお伺いいたします。

3件目は、公共施設、保育所や幼稚園などのガラス飛散防止策について伺います。

現在、大地震などの災害に向け、全国的に保育園、幼稚園をはじめ、小中学校、公共施設などが強化ガラスや飛散防止フィルムを張り、安全対策を進めています。

強化ガラスにすることは大切ですが、飛散防止フィルムでも十分な安全対策が図れます。大地震などで割れたガラスが凶器と化すことは言うまでもありません。飛散防止フィルムは、細かな破片も周辺に飛び散らないため、逃げ道を確保できる効果があります。また、セキュリティやエコ面にまで波及効果が期待できます。

そして、災害時に避難場所となる学校や体育館などの公共施設においては、ガラスの飛散防止策は絶対的安全対策として、早急に行わなければと考えます。

町においても、大地震などの災害に備え、公共施設の窓ガラスはもちろんのこと、教室内などのガラス戸を強化するガラス飛散防止策を推進してはとありますが、町の所見をお伺いいたします。

以上、3件の質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） おはようございます。今日は、婦人会が傍聴に来るということで、議長に許可をいただきまして、ネクタイを締めてきました。

それでは、池谷洋子議員にお答えをいたします。

はじめに、胃がんの主原因「ピロリ菌」検査への助成についてであります。

議員御指摘のとおり、我が国では毎年約5万人の方が胃がんで亡くなられておりますが、本町におけるがんによる死亡者数は、平成22年で63人、そのうち、胃がんで亡くなられた方は10人で

ありました。

町では、胃がん検診を35歳以上の町民を対象に実施をしておりますが、平成23年度の受診者数は1,422人で、受診率が27.4%であります。決して高い受診率ではありませんが、今後も胃がんの早期発見、早期治療のために、がん検診の受診率の向上や予防のための啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、議員御指摘のとおり、胃がんの多くはピロリ菌の感染で発生することが明らかになってきており、日本での感染率は20歳から40歳で2割から3割、60歳以上は7割から8割と言われております。

また、感染した方が必ず胃がんにかかるわけではなく、感染により慢性胃炎を繰り返し、胃の粘膜が萎縮して、数十年後に胃がんになっていくことから、ピロリ菌を除去する除菌治療が行われていると伺っております。

しかし、医療保険対象外の除菌治療には、まだ高額な治療費がかかる上、胃の粘膜の萎縮がある程度進むと、がん予防が難しいという指摘もございます。

しかも、ピロリ菌の有無を調べる検査だけでも、血液、便、吐く息で調べる方法など、複数があり、さらに萎縮性胃炎の状況を調べる血液中のペプシノゲン値の検査や、胃の内視鏡検査との組み合わせを行う方法もあります。

このように、検査方法だけでも複数あることや、対象者をどこに設定するのか、実施医療機関や検査後の指導方法、費用等、検討すべき課題も多く、また、国や県の補助がないため、今のところ、県内で助成している市町は無いように伺っております。

がん撲滅は国民の願いであり、予防、検診の重要性は十分に理解をしておりますが、今後は国、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次の御質問であります、教育現場に「脳脊髄液減少症」の啓発冊子配布につきましては、私の答弁の後に教育長から答弁をさせます。

次に、公共施設のガラス飛散防止策についてであります。

昨年の東日本大震災の際にも、直接被害だけでなく、割れたガラスの破片による二次被害が多く報告されております。また、先月6日に栃木県真岡市で発生しました竜巻による災害では、小学校の窓ガラスが約200枚割れ、幸い日曜日であったため人的被害はなかったものの、飛散したガラスの後始末のために、数日休校したという報道がありました。

このようなことから、飛散防止フィルムは、地震や台風などの災害時に、危険なガラス片の飛び散りを防ぎ、避難経路の確保など防災面で大変に有効なものであると考えております。

そこで、町内の公共施設における飛散防止フィルムの施工状況であります。災害時に活動拠点となる役場本庁舎や総合文化会館、総合体育館、健康福祉会館、足柄・北郷・須走の各支所とも、飛散防止フィルムを貼っております。

また、町民をはじめ、多くの人が利用する道の駅「ふじおやま」やあしがら温泉も同様に飛散

防止フィルムを貼ってあり、道の駅「すばしり」においては、割れたときに鋭利なガラスが飛び散らない、強化ガラスを設置してあります。

なお、保育園、幼稚園、放課後児童クラブや災害時に緊急避難所となる小中学校の施工状況は、比較的新しい施設では強化ガラスを設置しており、それ以外の施設においては、飛散防止フィルムを貼っているか、ガラスが割れても破片が飛散しにくい構造の網入りガラスを設置してあります。

最近では、太陽光の明るさはそのままに、有害な紫外線や熱線を遮断する省エネタイプの飛散防止フィルムも開発されておりますので、防災対策だけでなく、節電対策の面からも、今後は既設の飛散防止フィルムの耐久性能や劣化の状況を確認しながら、適宜に更新してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 次に、教育現場に「脳脊髄液減少症」の啓発冊子の配布についてであります。

脳脊髄液減少症については、議員御指摘のとおり、病名については一般の方でも十分に周知されておらず、また症状についても、頭痛、目まい、倦怠感など、一般的な症状であることから、医療機関においても診断が難しいとされております。

脳脊髄液減少症の対応については、平成19年5月に文部科学省から各教育委員会に対して、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症の適切な対応について通知されているところであります。その中で、各学校においては、必要に応じ、養護教諭を含む教職員が連携しつつ、個々の児童生徒の心身の状態に応じた様々な対処をするようにと示されております。

また、昨年、脳脊髄液減少症の患者支援の会の主催で、教育関係者などを対象に健康セミナーが静岡市で開催されております。

議員御指摘の冊子については、実際に発症した子どもの症状や、子どもや母親からのメッセージや、脳脊髄液減少症の症状や原因などについてもわかりやすく紹介されており、この病気を理解しやすいものと考えておりますので、今後、各学校・園に配布し、病気を理解してもらうようにしていきたいと考えております。

また、町のホームページにおいても、脳脊髄液減少症について、症状や原因、診療可能な医療機関などにつきまして情報提供をしているところであります。

以上であります。

○10番（池谷洋子君） 再質問をさせていただきます。

はじめに、1点目の胃がんの主な原因「ピロリ菌」検査の助成についてです。

ピロリ菌の検査助成については、町民の命を守るとともに、すぐに結果は出ないかもしれませんが、将来的には医療費抑制につながると思います。

がんは早期発見が一番大切です。町民の皆様もそれを受けとめて、町の検診を受けております。でも、予防ができるという可能性のあるものに対しては、私は積極的に取り組んでいくべきと考えます。

町長の答弁の中で、助成は厳しいという答弁だったと思いますが、胃がん対策として、こうした胃がんリスクの検診、これはピロリ菌対策ですけれども、これを町の定期検診、従来のバリウムを飲む胃がん検診に、私は追加していただきたいと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

続いて、2点目の、教育現場に「脳脊髄液減少症」の啓発冊子を配布することについての再質問をさせていただきます。

教育長の答弁で、教育関係者、職員やカウンセラー、主事などにしっかりと関係者に研修はされているということです。

再質問は、この病名を周知してくださるということ、今、伺いました。ぜひ、その病名を周知するとともに、近隣の治療が可能な医療機関や、私は相談窓口も一緒に公開をしていただきたい、公開すべきだと考えますが、この点について教育長にもう一度御答弁を伺いたいと思います。

以上2件の再質問です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えいたします。

先ほども答弁で申し上げたとおり、この検査も多岐にわたって幾つかあるということで、これら、どこの検査を対象にするか、これらの検討も必要かなということと、また、医療機関、これについても調整が必要かと。また、先ほど再質問でございましたように、費用ですね。先ほどの長野県の事例のお話でございました。ここの飯島町では5,000円の検査に対して1回だけ3,500円という補助を出しているようでございますが、先ほどの答弁のとおり、なかなか国、県の動向が、まだわからんというような状況の中で、これらを注視していこうという考えでございます。

また、胃がんにつきましては今、町内の検診率が27.4%ですね。これをもっと底上げしようと。これについて努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 脳脊髄液減少症についての質問です。

この冊子、これですね。これを配布します。それで、これに問い合わせ先としてホームページがあります。そして、そのことについて、見たところ、静岡県東部では、熱海市にある国際医療福祉大学の熱海病院と、富士市立中央病院が、その担当医療チームだということを出ております。町のホームページから飛べば、そこにすぐ行くことができますので、ぜひそれを見ていただきたいと思います。学校の先生方には、また伝えたいと思います。

○議長（真田 勝君） 次に、1番 阿部 司君。

○1番（阿部 司君） 本日は2件の質問をさせていただきます。

1件目の質問は、健康福祉会館「ゆったり湯」についてでございます。

平成12年度に開業し、多くの方に利用され、憩いの場として親しまれた「ゆったり湯」が、平成22年度末に廃止となりました。

廃止に至った理由は、建設当時と違った様々な要因や、その他の理由があつてのことと思います。中でも、運営経費等の問題が最大のネックになったのではないかと思われますが、廃止に至った経緯等について、まずお伺いをいたします。

次いで、現在、近郊の町民の多くの方々から再開希望があると聞いておりますが、今後、町として、どのような計画を持っておられるのか。特に再開がいろいろな事情で困難というのであれば、その理由と今後の跡利用をどのような手続きをもって、どのようにしていくのか、当局の考えを伺います。

2件目の質問は、当局と自衛隊・消防・警察との連絡調整会議等の開催についてでございます。

昨年の東日本大震災の後も、皆さん御承知のように、全国のあちこちで様々な災害が発生し、被害を被ってございます。今年に入ってから、首都圏の直下型の地震、東海地震等の同時発生の記事や被害の想定、また富士山の噴火等の可能性についても報道があり、より不安が増幅されてございます。

そんな中であつて、最近では富士山直下の活断層の記事もされ、小山町に住む我々にとっては決してうれしいニュースではございません。また、新たに竜巻についても考えなくてはならないと思います。

災害のないことを願ってございますが、我が小山町においても、いつ何があつてもおかしくない状況でございます。もし災害が発生した場合、規模や被害の状況にもよりますが、自衛隊や消防・警察の皆さんの支援なくして対処できません。

そこで、より効果的に災害に対処するため、当局を含めた3つの団体との、年1ないし2回の実務担当者を含めた調整会議等の開催があつても良いのではと考えます。

昨年、ある団体と交流を持った際、ある人と話をした際に、その人いわく、相手のカウンターパートがどこの誰だかよくわからないというようなことでありました。それではいざというときに緊密な連携ができないのではないかと、ちょっと懸念をいたしました。

意外と、自分の組織のことはわかつてはおるつもりですが、他の組織のことがわかっているようではわかっていないのが現状でございます。

日ごろから町の防災計画に基づく、それぞれの団体の行動や役割が明確になっており、かつ相互に、ただ机上だけではなく、理解しておれば、災害時における初動対処や救援活動等も当然迅速かつ円滑に実施できるものと思われまふ。

そのためにも、日ごろから交流を図り、相互の連携や人間関係・信頼関係を確立しておくことが、何よりの災害に備える第一歩と思うのですが、当局として、そのような機会をつくる用意が

あるのかどうかについてお伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 阿部議員にお答えをいたします。

はじめに、健康福社会館「ゆったり湯」についてのうち、廃止に至った正確な経緯についてであります。議員御承知のとおり、「ゆったり湯」は平成12年の健康福社会館の開設と時を同じくして営業を開始しました。

初年度は、知名度も低かったことから、利用者の数は3万5,000人余にとどまりましたが、翌平成13年度には温泉水の供給を開始したこともあり、倍の約7万7,000人の皆様に御利用いただきました。

その後も連続して利用者数は増加をし、平成15年度には10万2,644人という年間最大の利用者数を数えましたが、この年を境に減少傾向に陥り、平成21年度の利用者は3万9,284人と、ピーク時の38%に減少いたしました。

減少した原因といたしましては、平成16年4月に隣接の山北町に町営の人口温泉施設「さくらの湯」がオープンし、また、翌17年1月には本町の「あしがら温泉」が続いてオープンしたことにより、利用者が分散化されたことなどが考えられております。

さらに、平成18年には温泉ポンプの故障による修繕が生じ、また平成21年3月には温泉湯量の減少から、温泉の供給を停止することになりました。

最終年度でありました平成22年度は、年度末の3月に東日本大震災が起き、これに伴う計画停電のために、営業日数が少なかったこともありましたが、利用者数は2万9,456人に減少いたしました。

また、収支につきましては、平成21年度で収入額1,230万円に対し、支出額は3,280万円で、差し引き額であります町の持ち出し分は約2,000万円となりました。

当時、こうした「ゆったり湯」の収支バランス、またあしがら温泉の増築事業や災害復旧事業等で、「ゆったり湯」を取り巻く状況が変化してきたこともあり、行政改革プロジェクトチームでの検討も踏まえて、平成23年3月31日をもって廃止をいたしました。

手続的には平成22年12月に議会全員協議会で御説明を申し上げ、23年3月定例会で設置条例の一部改正について議決をいただいております。

次に、「ゆったり湯」の再開を含む跡利用についてであります。私自身も地域の方々から「ゆったり湯」の再開を願う声を聞いておりますが、「あしがら温泉」をはじめ、近隣の温泉施設との兼ね合いから、いかに利用者確保していくのかという課題があります。

また、再開のための初期投資として、設備の修繕等に多額の経費がかかること、さらには先ほど廃止の経緯として御説明いたしましたように、ランニングコストとして約2,000万円の持ち出しが過去にあったことなど、再開に向けての課題も数多くあるため、収支のバランス等も含め、い

ろいろな角度からの検討を必要としている状況にあります。

健康福祉会館は、富士山を真正面に望む恵まれた立地条件にあるだけに、「ゆったり湯」の跡利用は大変重要な課題であると認識をしております。

そのため、再開も含めて、リニューアル化など、あらゆる選択肢を念頭に、今後、地域の皆様や関係者の御意見も伺いながら検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、当局と自衛隊・消防・警察との連絡調整会議等の開催についてであります。

議員御指摘のとおり、昨年の中日本大震災のような広範囲にわたる大規模な災害はもとより、一昨年の台風9号に伴う豪雨災害のように、小山町に直接被害が集中した災害など、規模の大小にかかわらず、災害が発生した場合には、公助における自衛隊、警察、消防の各機関の組織力や機動力等は不可欠であります。

このため、町といたしましては、毎年、計画・実施しております6月の土砂災害に対する防災訓練、9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練には、自衛隊、警察、消防の各機関へ訓練参加依頼を行い、行政のみならず、自主防災会や防災士連絡会なども含めた連携訓練を行うことにより、現場レベルでの顔の見える関係を構築してまいりました。

また、他の組織の能力などを理解できるように、訓練シナリオの工夫に取り組んでおります。

一例ではありますが、昨年度の須走地区の地域防災訓練では、消防署のはしご車の体験搭乗や、本年6月3日に実施した土砂災害に対する防災訓練では、土のう作成基礎訓練として、自衛隊員が教官となり、消防職員、消防団役員、警察機動隊員、自主防災会役員などに対する研修を実施し、相互理解の場を設定いたしました。

しかしながら、議員御提案の連絡調整会議などの組織はありませんし、訓練終了後の反省会などを開催していないことも事実であります。

実務担当者を含む連絡調整会議等の会議が構成されれば、連携が深まるとともに、円滑な意思の疎通が期待できることから、今後、関係機関と協議し、会議目的を明確にし、有機的に機能する会の設立について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、4番 高畑博行君。

○4番（高畑博行君） 私は、中学校での武道必修化に伴う安全指導の徹底についてと、「ゆったり湯」の再開の可能性と跡利用についての2つの内容で質問させていただきます。

まず最初に、中学校での武道必修化に伴う安全指導の徹底について質問させていただきます。

学習指導要領の改訂により、4月から中学校の体育授業で武道とダンスが男女とも必修化されました。武道については、柔道、剣道、相撲から選択されますが、県教委によると、県内公立中学校264校のうち、194校が柔道を導入するようです。その比率は約73%に及びます。小山町内では、小山中、北郷中、須走中の3中学校すべてが柔道を取り入れると聞いております。

私は、頭から柔道を否定する考えは毛頭ありません。日本国古来のスポーツであり、世界に広

く普及したすばらしいスポーツの一つだと考えています。しかしながら、中学校・高等学校におけるスポーツの中で、野球やサッカーなどと比べ、突出して死亡事故件数や後遺障害の事例が多いのが柔道であることは事実です。

日本スポーツ振興センターの災害給付件数をもとに、名古屋大学の内田 良准教授（教育社会学）が分析したところ、1983年度から2011年度までの29年間で117人の子どもが柔道事故で命を落としています。また、傷害を負った子どもは、83年度から09年度までで275人に上っています。

静岡県内でも古くは1986年に焼津市立焼津中学校の生徒が柔道部の自主練習中に頭を打って死亡しました。同じ部活動ではありますが、2010年6月に函南町立函南中学校の1年男子生徒が練習中に倒れ、脳挫傷で亡くなり、顧問の男性教諭が業務上過失致死容疑で書類送検された例もあります。

授業はもちろん、部活動であっても、生徒が死亡したり重大な障害を負うような事故は1件たりともあってはならないと考えます。必修化になったことで、過去に事故が多発している柔道について、指導體制や安全対策面で不安視する声が、保護者だけでなく教育関係者の中からも多く出ています。

文部科学省も安全対策の手引きを全国の中学校に示したり、指導者や指導計画を点検し、問題がある場合は柔道の授業開始を遅らせて改善することを要請するなどの緊急対応策をとりました。

県教委は、2010年度から体育教師を対象にした実技研修を実施。つい先日の5月24日に保健体育教員らを対象にした安全指導研修会を三島市市民文化会館で開きました。そこでは、大外刈りや立った状態の試合を禁止することを盛り込んだ県柔道安全指導指針などをもとに作成した冊子を配布し、主に柔道の指導法を確認したという新聞報道がありました。また、伊豆の国市では市教委が2月に研修会を開くなど、独自で研修会を設ける市町もあります。

県教委が示した県柔道安全指導指針の中では、具体的には、全学年を通じ、頭部外傷の事故が予想される大外刈りは取り扱わない。投げ技を用いた試合はしない。体格差や技能差のある生徒同士を組ませない。などの対策をとる。立った状態の試合は、技を無理強いすることで、事故を起こしやすいとして禁じ、柔道部員も例外扱いしないとしています。

また、1、2年生は互いに約束した動きの中で行う練習に限定し、1、2年次に柔道を受けた3年生については、上達の程度を踏まえて、受け身を重視した自由練習ができるとしています。

さらに県教委は、3年前から指導技術不足を懸念する学校に、実技指導協力者として、地域の指導者や教員OBなど、県柔道協会の推薦者を派遣しているようです。しかし、その利用は極めて少ないようです。

私は、現状のサポート手段としては、県のこの制度は有効だと考えますし、町の教育委員会の独自のサポート手段を導入してもいいと考えています。

ヨーロッパの柔道大国フランスでは、指導が国家資格になっています。運動生理学や医学など、多分野にわたる長時間の受講が義務づけられ、国の強い関与が事故抑止につながっているとも聞

いています。

今回の武道必修化は、国の学習指導要領による必修化であり、本来的には国の責任で外部指導者の活用制度を充実させ、安全対策も必修化に併せて同時並行的に徹底すべきであると考えますが、必修化だけが先行し、安全対策がそれについていかない状況だと、安全に対する不安は払拭されません。

実際に、柔道の指導に当たる体育教師にわずかな講習をさせて、それで良いとするなら、大きな問題です。教師の立場からいっても、不慮の事故に対する不安を常に抱きながら指導するとなると、萎縮せずに自信を持ってのびのび指導できるというところには到底至りません。

生徒や保護者に対しても、指導上の配慮や安全対策に関する丁寧な説明が必要になると思います。そのような丁寧な説明こそが、当該教育委員会や中学校の信頼度を高めることになるはずで

す。

私が、今回、学災連や母親連絡会等から入手した資料によると、県東部地区に限っても、各自治体の市町教育委員会や各中学校ごとにその対応に苦慮しながらも、様々な方策を打ち出しています。我が小山町としても、町民や保護者にわかりやすい安全対策を打ち出していく必要があるでしょう。

そんな観点から、次の3点について伺います。

まず、第1点目ですが、これまで武道の必修化に向けて、県教委や町教委がとってきた安全対策に向けての研修や取り組みは、先月24日の研修をはじめとして、どのようなものがあつたでしょうか、御説明願います。

第2点目として、武道、小山町では3校とも柔道なわけですがけれども、この授業の必修化に併せて、きちんと予算づけをして補助指導員の導入は考えていないのでしょうか。町内在住の方で柔道の有段者は数多くいるはずですし、支援して下さるといふのなら、県教委の紹介の方でも町外の方でも良いと思います。それらの方を発掘し、登録していただき、大体年間10時間程度だと思いますけれども、町内3校の中学校の柔道の授業での補助指導者として支援していただければ、保護者も納得できる十分な安全対策の一つに成り得ると考えますが、どうでしょうか。

第3点目として、安全対応マニュアルの作成の必要性について、どう考えているのでしょうか。隣の御殿場市では、体育の武道の授業に対応した「平成24年度版災害発生時の具体的な対応マニュアル」を新たに作成し、4月の授業から実施しています。このマニュアルは、中北駿で初めて作成されたもので、昨年9月から生徒の安全をさらに向上させるために、校内の安全基準や対応策の具体的な見直し、授業方法の構築、教職員の指導力の向上に取り組み、事故発生の予防と適切な対応ができるようにしたものだということです。このマニュアルはきっと、小山町教育委員会も入手しているはずで

す。

こういった試みも大変重要なことだと考えます。その点では、御殿場市教育委員会の作成したマニュアルを参考にして、小山町でも安全対応マニュアルの作成をしてみてはどうか、お伺いし

ます。

次に、「ゆったり湯」の再開の可能性と跡利用について質問させていただきます。

本件については、先ほど質問された阿部議員の質問内容とかなり重複することが、議運からの連絡でわかりました。なるべく重複する質問は避けようと思いますが、もし重なる点があった場合はお許し願います。

福祉会館内にあった「ゆったり湯」が、昨年3月末を持って閉鎖されて1年が経過しました。1年たった今でも、閉鎖を嘆く声を多く聞きます。私の自宅にも、先日、「ゆったり湯」再開を願う訴えのはがきが2枚届きました。今回の質問は、そんな住民の方々の声を受けて質問するものであります。

「ゆったり湯」はオープン以来、地域住民に多く利用され、町外の利用者も増加し、平成15年には年間利用者が10万人を超えるまでになりましたが、その後、平成16年に山北町「さくらの湯」のオープン、翌平成17年にあしがら温泉のオープンの影響を受け、年間6万人台に減少しました。

さらに、温泉ポンプの故障、温泉供給の停止が響き、平成21年度には年間利用者が4万人を割り、収入マイナス支出の町持ち出し分、いわゆる赤字額が2,000万円を超えたことは、私も認識しております。

しかし、閉鎖後1年間を経過し、地域住民の中には、「ゆったり湯」の代わりにあしがら温泉を利用してもらえば良いと言うが、移動の足を考えれば、そう簡単にあしがら温泉に行けるわけではないという声を多く耳にします。

「ゆったり湯」の閉鎖後、①休憩室は有料貸し出しとする。②カラオケ室は無料開放する。ただし、カラオケ代は1曲100円。③ラウンジはボランティアセンターとする。④C浴、障害者対応浴槽は緊急時に無料開放する家族風呂とする。⑤大浴場、A浴、B浴はイベント時用シャワールームとするなどの跡利用も当面実施するという説明を、町はしてきました。

私は確かに年間2,000万円に及ぶ赤字収支を考えたとき、今まで同様の運営は難しいので、閉鎖したという経緯はある程度理解できるのですが、この施設が福祉会館内にあり、小山町の福祉政策の一環としての位置づけも考えると、このまま永久閉鎖していいのかという思いが強くなります。

温泉が枯渇し、いわゆる沸かし湯であっても、特にお年寄りの方や地域の方にお湯に浸かってもらうことと、健康スタッフの健康体操やストレッチ指導などをコラボさせたり、カラオケ交流もあわせて企画し、週に2、3日に限定して運営するなどのアイデアはあり得ないものかと考えます。赤字幅が大きいからという理由で、あれだけの施設を宝の持ちぐされにして良いのだろうかと思えて仕方ありません。

しかも、「ゆったり湯」の閉鎖は、富士紡工場跡地の利用が倉庫利用にとどまっており、地域活性化につながっていないことや、駿河小山駅無人駅化、観光協会の移転などと相まって、成美地区の連続した地盤沈下の象徴の一つと地域住民に受け取られています。極端な言い方をすれば、成美地区が見捨てられている気がするとまで言い切る住民までいます。

そんな住民の皆さんの嘆きに、町は真摯にこたえるべきです。福社会館内にいまだにこれだけの施設があるわけですから、赤字収支を可能な限り圧縮しながらも、福祉の観点から、新たな試みとしてアイデアを出していったらどうでしょうか。

私が先ほど述べたような週2、3日の開放であっても、ストレッチや体操教室、カラオケ交流、食事栄養指導講座などとコラボさせて、住民、特に高齢者の利用を促すことは、介護問題が将来的には大きな問題だと言っている小山町において、予防的施策にもつながるものと考えます。

いわゆる守りの施策だけでなく、「ゆったり湯」の活用と健康指導をジョイントした積極的な攻めの施策を打ち出していくことは、町独自の取り組みとして広くアピールできることにも通じるのではないのでしょうか。

そんな観点から、次の3点について質問いたします。もし阿部議員の質問と重複する部分は、省いてくださっても結構です。

まず、第1点目として、「ゆったり湯」を閉鎖してこの1年間、跡利用をどのようにしてきたのでしょうか。当初の跡利用の構想については、先ほど私が述べた内容について、担当課が平成22年12月17日開催の議会全員協議会に提出した資料でも計画していたわけですが、実際にこの1年間に跡利用で行ってきたことを御説明願います。

次に、2点目として、「ゆったり湯」の再開の可能性は全くないのか否かお尋ねいたします。住民の再開待望論が多くある点や、毎日の運営はしないにしても、週2、3日の開放と健康スタッフとのコラボ事業の開発をすることで、新たな健康福祉政策への試みとして話題を呼ぶことも考えられますので、その観点も入れながら、「ゆったり湯」の再開の可能性を伺います。

3点目として、もし再開しないのなら、いつまでも浴場施設等をそのまま放置しておくのもいかなものかと考えますので、それらの施設の改修とほかの利用への具体化は考えていないのか伺います。

私としては、せっかくあれだけの施設があるのだから、運営方法を工夫することで、町の持ち出し分の抑制をし、新たな健康福祉政策に結びつけていくことが良いのではないかと考えるわけですが、もし再開しないのなら、改修とほかへの利用の具体案について伺います。

以上、私の2つの質問といたします。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えをいたします。

「ゆったり湯」の再開の可能性と跡利用については私から答弁し、その後には中学校での武道必

修化に伴う安全指導の徹底については、教育長が答弁をいたします。

はじめに、「ゆったり湯」の再開の可能性と跡利用についてのうち、閉鎖してこの1年間、跡利用をどのようにしてきたのかについてであります。

先ほど阿部議員にお答えしましたように、「ゆったり湯」は平成23年3月31日をもって廃止いたしました。健康福祉会館3階にありました旧湯上がり休憩室は集会和室として、各種団体に御利用いただいております。また、カラオケルームにつきましては、以前同様に御利用いただいております。旧湯上がりルームは町と社会福祉協議会との協働により、本年7月末を目標に、ボランティアビューローの開設準備を進めております。

なお、浴室につきましては、障害者対応の浴室は緊急時に無料開放する家族風呂として、また、大浴場であります2つの浴場は、イベント時のシャワールームとして位置づけており、5月のオックスファム・トレイルウォーカー開催時にも活用しております。

次に、「ゆったり湯」の再開の可能性について及び再開が見込めない場合の浴場施設等の改修と、その他の利用への具体化についてであります。先ほど阿部議員への御答弁で申し上げたとおり、今後、再開やリニューアル化など、あらゆる選択肢を念頭に検討してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 次に、中学校での武道必修化に伴う安全指導の徹底についてであります。

平成24年から新しい中学校学習指導要領が実施され、その中で議員御指摘のとおり、中学校1・2年生において武道が必修化されました。

これは、平成18年に改正されました教育基本法で、教育の目標として伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するために、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと規定されたこと、その中に、中央教育審議会の答申の中で、武道については、その学習を通じて、我が国固有の伝統と文化に、より一層ふれることができる指導のあり方を改善すると示されたことによるものであります。

武道については、中学校1年生及び2年生は必修で、柔道、剣道、相撲などから選択し、年間10時間程度の授業を行うこととされています。町内の中学校では、3校とも柔道を選択し、10月から順次授業を行う予定となっております。

まず、安全対策についての取り組みについてであります。中学校における柔道の実施については、平成元年から現在まで、全国で部活動時に25件の死亡事故が発生し、文部科学省から安全管理の徹底について通知されているところであります。

今回の武道必修化の実施につきましても、今年3月に武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について通知され、あわせて柔道の授業の安全な実施に向けての冊子を全中学校に配布しているところであります。

県教育委員会では、文部科学省の通知を受け、3月に中学校武道必修化に伴う静岡県柔道安全指導指針を市町の教育委員会に通知しています。その中で、投げ技を用いた試合は実施しないなど、安全対策に万全を尽くすように示されており、昨年度と今年の5月には、体育の教員に対して安全指導研修会を実施しております。

また、町教育委員会では、県の通知を受け、指針のとおり安全に授業ができるかについて、各学校で作成しました武道の年間指導計画をもとに準備を進めるように指導しているところであります。

次に、補助指導員の導入についてであります。県教育委員会が昨年度と今年の5月に実施した安全指導研修会に、町内すべての中学校の体育教員が参加しました。小山町としては、安全対策のため、町の柔道連盟や警察のOBの方などに授業の補助員をお願いするなど、10月からの授業に対応できるように検討していきたいと考えております。

次に、安全対策マニュアルの作成の必要性についてであります。

現在、県では柔道授業安全指導手引を作成しており、その手引を参考にして町のマニュアルを必要に応じて作成したいと考えております。この際には、改訂前の学習指導要領で柔道を選択しておりました須走中学校の指導方法を参考にしながら、また柔道連盟や御殿場市医師会などの意見を伺いながら、作成していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後、安全対策には万全を期して取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問を認めます。

○4番（高畑博行君） 2つの質問について再質問させていただきます。

まずは、町長への再質問ですが、「ゆったり湯」の閉鎖に至った経緯についてと、この1年間の跡利用については、十分理解できました。後は、今後の再開に向けた可能性については、今後再開やリニューアル化のすべての選択肢を考慮して検討していくという御回答でありましたけれども、せっかくあれだけの施設を利用しないのは無策だと町民に言われるのも仕方ないわけですので、私が提案した週2日とか3日に限った限定的な再開でも、地元住民の願いにこたえることになるわけですので、町の持ち出し分を最小限に抑えながら、健康スタッフとコラボした新たな取り組みの研究をあわせて、検討してもらえないだろうか。要望も含めて、再度質問させていただきます。

次に、武道必修化に伴う安全指導の徹底についてですが、教育長の答弁で、現在、補助指導員を探しているところだという説明がありましたが、次の3点について再質問させていただきます。

まず第1点目は、柔道連盟や各機関だけに個別に打診するだけでなく、広報などを通じて、町内在住の有段者に広く募集するようなアピールまで考えないのか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

次に、2点目ですが、予算面ではそれほど高額にはならないとは思いますが、補正予算を組んで対応することになると、柔道の授業開始時、先ほど教育長、10月からというふうなお話があったと思いますけれども、その開始時期とあわせて考えたときに、いつごろまでに補助指導員を確保したいと考えておられるのか。その時期の目安についてお伺いしたいと思います。

また、3点目として、安全対応マニュアル作成の必要性については、作成の意思を伺い、安心しました。ぜひその方向で努力していただきたいと考えます。ただし、安全対応マニュアルは、武道導入に限定したものではないはずです。東日本大震災以降、学校現場では防災の見直し論議が高まっています。そこで、地震や火災なども想定した広い分野での安全対応マニュアルにする必要があると考えますが、その点でのお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 高畑議員にお答えいたします。

先ほど、昨年2月の議会の全員協議会の中身の御説明がございました。その後、3月議会で廃止し、新たな利用についての議決をいただいていると、こういう状況でございます。先ほど阿部議員にも答弁いたしましたが、あらゆる選択肢を持って検討いたしますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） ではお答えします。

まず、1番目の柔道連盟などに尋ねないで、もっとホームページなどにも尋ねたらどうかということですが、私たちが考えているのは、一応ボランティアでの指導ということを考えておりますので、それらのことについていろいろ検討して、例えばホームページで頼むということになれば、またそれは検討していきたいと考えております。

それから、2番目の予算面ですが、先ほど言いました費用のことについては、基本的には考えていないということですので、ぜひ協力いただける方がいたらということになります。

それから3番目、防災のことについてですが、防災については、各学校それぞれ避難、例えば台風だとか何かについてのいろいろな計画はつくっております。それに重ねて、今のことを含めて対策を考えるということですので、またそれも検討して、できるだけ希望に添った形でいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、3番 池谷 弘君。

○3番（池谷 弘君） 本日は、鳥獣被害対策について、学校給食の地産地消について、以上2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の鳥獣被害対策についてであります。

有害鳥獣により、平成21年度、日本全国で213億3,000万円、静岡県で5億3,600万円に達してお

ります。この小山町でもアバウトな数字でございますが、平成23年度173万円ほどの被害が発生しております。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が平成20年2月に施行されましたが、被害が拡大し、本年3月に鳥獣被害防止特別措置法の改正も行われました。

このような中で、小山町でも、イノシシ、シカ等により農作物に大きな被害が発生しており、小山町の主要産業である農業の営みに大きな影響を与えております。

電柵の設置も有効な対処の一つと考えておりますが、既に電柵を設置した地域でも、シカ等の鳥獣侵入が認められております。

平成23年度は、駿東猟友会小山支部の皆様方により300頭近いシカ、イノシシを捕獲していただきましたが、個体数は依然増加傾向にあると思います。

鳥獣被害を少なくするために、鳥獣被害総合対策アドバイザーの育成や個体管理も必要と考えます。

また、捕獲した有害鳥獣の後始末も大変で、獣肉利用が今後望まれます。

これからは、生息環境対策、予防対策、捕獲対策、獣肉利用活用対策等、地域や関係機関を巻き込んだ総合的な対応が必要と考えますので、以下、2点をお伺いいたします。

小山町の被害防止計画の進捗状況についてお伺いします。

また、生息環境対策等、各種対策の取り組みについてお伺いいたします。

2件目は、学校給食の地産地消についてであります。

この北駿地区は、県内有数の農業地帯でもあります。御殿場コシヒカリや水かけ菜等、特色のある農産物も多数あり、食育も叫ばれて多年たっております。

この地で小山町の将来を託す子どもたちに、新鮮で安全な農産物を食べてもらい、また、当地の農産物の栽培や特色を理解して、小さいうちから小山町の良さを認識してもらいたいと思います。できれば、給食で食べる農産物の農業体験も、今後してもらいたいと思います。

道の駅に農産物を出品している人たちも多数おり、その農産品のA品率も非常に高くなってきております。

子供達や農産物栽培者に喜んでもらいながら、地域活性化していくためにも、学校給食の地産地消を進めていく必要があると考えます。

集荷の問題や規格の問題等も考えられますので、関係者による学校給食の地産地消システムや協議体を作って進めていくことが必要と思いますので、これからの学校給食へ地元農産物の地産地消についての取り組みについて伺います。

以上、2点伺います。以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷 弘議員にお答えいたします。

はじめに、鳥獣被害対策についてのうち、被害防止計画の進捗状況についてであります。

議員御承知のとおり、鳥獣被害防止特別措置法が平成20年2月に施行され、町では昨年12月に小山町鳥獣被害防止計画を策定しております。

この計画の内容は、箱ワナや銃器による個体数削減の取り組みの強化、駆除に係る人材の育成、侵入防止柵の設置や餌場を作らないなどの農地の管理、さらに鳥獣を引き寄せない周辺環境の整備に、地域が一体となった取り組みの必要性などが盛り込まれ、その対策の実施体制については、猟友会を含めた農業関係者で構成される小山町農業総合推進協議会を中心に、鳥獣被害防止に努めているところであります。

昨年度の取り組みとしては、駿東猟友会小山支部へ有害鳥獣の捕獲を委託し、実績としてイノシシ30頭、ニホンジカ117頭を捕獲しており、部農会等の捕獲要請の対応に努めたところであります。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、箱ワナの導入や農家の方々の直営施工による侵入防止柵の設置を柳島、棚頭区において実施をしました。去る3月には鳥獣被害防止対策セミナーとして講習会を開催し、被害防止について地域住民主体の対策を推進しているところであります。

次に、鳥獣被害対策の取り組みについてであります。

議員御指摘のとおり、全国的に野生鳥獣による農作物被害は年を追うごとに深刻さを増し、対策を講じても被害に歯止めがかからない状況であります。

特に富士山周辺地域においては、ニホンジカが急増し、甚大な農林業被害と、自然生態系に係る被害が起こっていることから、県ではニホンジカに対し、範囲を伊豆地域限定から県内全域に広げた、第3期特定鳥獣保護管理計画を昨年度末に策定し、ニホンジカによる食害対策に本腰を入れ、推進しているところであります。

特に昨年度から分布域や生息密度、年齢構成などの調査を進めておりますし、課題である国有林や演習場内などの捕獲や、捕獲した鳥獣の処理方法など、国、県、市町の連携による対策を検討し始めたところであります。

本町においても、引き続き補助事業を活用し、侵入防止柵の設置など、鳥獣被害防止に努めるとともに、効率的な鳥獣被害対策が行えるよう、一定の知識、技術を習得した鳥獣被害対策総合アドバイザーの育成等を進めてまいります。

また、捕獲従事者の減少や高齢化などにより、県においては、新たな担い手を確保して、今後の捕獲体制を整備するために、捕獲業務に従事する方の育成を目指す、鳥獣捕獲職員育成に関する研究会を、先月立ち上げたところであります。

町といたしましては、今後も国、県の動向を踏まえながら、関係機関とともに鳥獣の生息や被害状況の調査を進め、広域的かつ総合的な対応を進めるとともに、住民の皆様と地域の実情に合った被害防止手法を検討してまいります。

次に、学校給食の地産地消についてであります。

近年、地域で生産されたものをその地域で消費することを基本とする地産地消の推進と、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とする食育の推進が全国的に展開されており、その地産地消と食育の推進方策の一つとして、学校給食における地産地消の取り組みが注目されております。

児童・生徒に生産者の顔が見える安全・安心かつ新鮮な食材を学校給食に提供することは、食べ物大切さやそれを育む自然のすばらしさを学ぶとともに、生産者の意欲向上にもつながる重要な取り組みと認識しているところであります。

また、町内の農業については、道の駅の直売所開設を契機に、水稻一辺倒であった農業経営から、野菜へのシフトが徐々にではありますが進みつつあり、少量多品目の生産がなされ始めております。

品質についても、御殿場農協の指導のもと向上しており、道の駅では毎日地場産の農産物を求めるお客さんでにぎわっております。

現在、学校給食への取り組みについては、週3回の米飯給食を実施しており、その米についてはすべて小山町産のコシヒカリを使用し、児童・生徒はもちろんのこと、先生方にもおいしいとの評判であります。

しかしながら、米以外の地場農産物については、年間を通じた提供が難しく、各学校からの要請に対し、単発的に対応している状況であり、町内の青果店に県内産の作物を納品していただいているのが現状であります。

課題は、生産量自体が少ないことと、調理場と生産者の調整を行う調整役が不在であること、集荷場所の確保や荷を運ぶ流通機能をどうするかなどであると認識しております。

まず、こうした課題を解消するために、県にも指導いただき、先進地の事例等を参考にしながら、学校給食への提供の骨組みを構築してまいりたいと考えているところであります。

その後、農業生産者団体、学校栄養士等の関係者の方々と組織する協議会を立ち上げ、学校給食に新鮮で安全な地場農産物を積極的にかつ安定的に導入できるよう具体化してまいります。

いずれにいたしましても、町の実情に合った仕組みづくりを進め、引き続き学校給食における地産地消を推進し、未来を担う子どもたちが「食」と「農」の関係や地域農業に関心を持ち、小山町の良さを認識してもらえよう、努力してまいります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 再質問ありますか。

○3番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。

有害鳥獣被害に対してでございますけれども、現在、電柵設置助成等を小山町各区、一色、用沢等から国、県に要望していると思っておりますが、その国でも、このような財政上、希望した助成が得られない場合、小山町としてどのような支援を考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あと、やはり鳥獣に関する事なんですけれども、捕獲したシカやイノシシ等の数も非常に多くなってきている。その処理が非常に困っているというようなことがありますので、獣肉を利用した処理施設や処理方法について検討していくことが必要かと思われましても、この点についてどのようにお考えなのか伺いたしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 池谷議員にお答えをいたします。

要望箇所は今、一色、用沢からということで上がっているようですが、これらについても県あるいは国の補助等の動向を見ながら、町としても考えさせていただきたいと思っております。

また、獣の、イノシシやシカの肉の処理の問題ですね。これらについても先進市の事例もごございますので、これらを含めて勉強しながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（真田 勝君） 次に、11番 込山恒広君。

○11番（込山恒広君） 駿河小山駅無人化について町長の政治姿勢についてお願いします。

かつて栄えた駿河小山駅、まさか無人駅に指定されるとは、私たち小山町民の多くが夢にも思っていなかったと思っております。

神成町長のときに、駅の再開発ということで、区画整理等で立派な駅舎や周辺整備を施したところですが、無人駅の指定は鉄道利用者の減少等の理由で、駿河小山駅に限らず、全国的な傾向ではあり、しかし、幾つかの無人駅では、自治体や地域住民により店舗に利用したりボランティア駅長を設置するなど、地域振興として活用されている例があります。

駿河小山駅も無人駅になったとはいえ、まだ1日に約600人の方々が利用する駅でもあります。駿河小山駅はいわば小山町の顔でもあります、この際、良い機会でもありますので、JR東海さんとも話し合ってください、振興策により小山町とその駅周辺地域の活性化に取り組むことが良策ではないかと考えます。

そのようなことで、1つといたしまして、無人駅になってから6月17日で3か月が経過します。駅舎活用についての具体的な実行施策として、どのような計画があるのか、お願いします。

2番といたしまして、駅舎が悪のたまり場にならない安全安心な、そして駅舎からそのまちづくりの発信基地としての対応はどのように考えているのかお願いいたします。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えをいたします。

駿河小山駅の無人化についてであります。本年3月17日の無人化後の対応について、JR東海に確認したところ、特急あさぎりの発着時につきましては、平日は車掌が対応し、週末は臨時的措置として、御殿場駅から職員を派遣し、利用者への利便性と電車の安定運行を図っていることとあります。

また、ゴールデンウィークやイベントの開催など、乗降客が多いときには、普通電車に対しても職員派遣を行っているとのことであり、現在のところ、運行に支障はないことを確認いたしております。

御質問の、具体的な駅舎利用についてであります。無人駅化に伴い、町とJRが切符の簡易委託販売契約を結ぶことができるとの説明を受けております。

隣の山北町では、簡易委託販売契約を締結し、本年5月26日より、午前9時から午後5時の営業時間で、休日は設けず、年中無休での販売を開始しました。

販売スタッフはJR関係者OB等の15名で、販売に係る人件費等は年間約180万円、切符購入費50万円、その他、光熱水費等を含め、総額で約280万円をすべて町の負担で実施をしております。

当初は、定期券の販売等も検討しましたが、簡易委託販売につきましては定期券の販売はできず、片道乗車券の販売のみで、大人用12区間、子ども用6区間の有効期限なしの切符をJRから事前購入をし、必要に応じ期日を記入して販売する方式であります。

町といたしましては、費用対効果が少ないことから、簡易委託販売は見送り、駅前の観光案内所を利用して待合機能の充実を図り、観光情報の発信や特産品の販売などを行い、駅利用者への利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、引き続き御殿場線輸送力増強促進連盟や御殿場線沿線地域活性化推進連絡会などとも協力し、御殿場線沿線のイベントを実施するなど、乗降客の増加を図ってまいりたいと考えております。

なお、今後の駿河小山駅舎の利用方法につきましては、商工会をはじめ地域の皆様の御意見をいただきながら、活用希望がありました場合には積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、安全の確保対策についてであります。

JR御殿場線は、公共交通として住民生活と密着している重要な路線でありますことから、駅舎を利用する方々の安全の確保につきましては重要であると考えております。

JR東海に確認したところでは、無人化後の事件、事故については、ないとの報告を受けておりますが、駿河小山駅のパトロールの強化等を御殿場警察署に要望するとともに、地域住民の御協力をいただきながら、見守りを強化するなどの防犯対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（込山恒広君） 今、町長からもるるありましたが、駅舎だけではなく、今、私の一番言いたいことは、駅舎を利用して、地域の活性化を図ってほしいと、このように思っておるわけですが、町長、よろしくまた答弁をお願いします。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 込山議員にお答えいたします。

今、答弁でも申し上げたとおり、商工会、また観光協会、地域の方々とより良い相談をして、その辺、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 桜井光一君。

○5番（桜井光一君） 私は、県立高等学校長期計画への対応についてと、小山球場夜間照明施設についての2点を質問させていただきます。

まず、1点目の県立高等学校長期計画への対応についてです。

言うまでもなく、小山町唯一の高等学校として県立小山高校があります。小山高校設立・開校までの過程には、町内の有識者等、先輩方や多くの町民の多大な御尽力や思い入れがあり、念願かなって開校の運びとなりました。

近年の少子化により、生徒数の減少の中、これからの小山高校の定員確保が厳しい状況になると思います。小山高校の発展と存続を願う町民の数は、計り知れないものがあります。

平成24年5月10日発行の「小山高だより」の中で、この4月に赴任した鈴木校長先生は、将来「地域に貢献できる人材の育成」を教育の柱にして、北駿の地に「小山高校あり」と自信を持って言える学校にするべく努力をすると抱負を語っております。まさに、地域の人材育成を図るためにも必要な高校であり、町にとってもなくてはならない存在であると思います。

静岡県立高等学校第二次長期計画は、平成27年度までを計画期間として策定され、その中で再編整備計画等の主な基本計画が示され、再編整備等がなされてきました。小山高校は平成23年度の新1年生から4クラスとなり、クラス数が削減されてしまいました。第二次長期計画が平成27年度を目途としていることから、少子化の中、平成28年度以降の計画が策定されてもおかしくない状況にあると考えます。

その考えに至ったときに、町として何らかの対応、例えば中高一貫教育や特色あるカリキュラムなどを働きかけなければ、小山高校の存続が危ぶまれると思われるが、町としてはどのように考えているのか伺います。

次に、2点目は、小山球場夜間照明施設についてであります。

結論を先に言いますと、小山球場に照明施設があれば、町内の野球関係者の過密スケジュールの解消また町内の民宿へ合宿に来る諸団体の利用も増え、町の野球熱はさらに活性すると思います。小山町出身5人目のプロ野球選手の誕生もあるやにしません。

ちなみに、野球関係者の民宿客、小・中・高校・大学・社会人含めて、2軒の民宿で調査をしたところ、桑木の山久荘で年間約200人、大胡田の大胡田荘で約100人であります。照明施設を宣

伝して、もっと民宿客を呼べるんじゃないかとも思います。この民宿客の人たちも夜間照明施設の利用を望んでおります。私の平成23年12月の定例議会での一般質問は、スポーツ施設の改善・改良、小山球場スコアボードのSBOをBSOに変更、打者表示ランプの設置、外野の芝生化等の質問に対し、町の回答は、スポーツ施設の改善改良はすぐにはいきませんが、小山球場のスコアボードの表示変更や打者表示ランプ、外野芝生の設置については、何らかの収入財源の確保が見込まれたときには実施したいと考えていますと答弁されました。

収入財源の確保が見込まれたときには、夜間照明施設も考慮に入れ、検討してもらいたい。町民からも「ナイター施設があればなあ」という声をよく耳にします。

設置費用も相当かかるとは思いますが、球場と名のつく限り、夜間照明施設は絶対不可欠であると考えます。周辺住民への迷惑、農作物、特産の水菜への影響等、諸問題もあるとは存じますが、費用を含め、調査等、準備期間を設けて前向きに進める考えはあるかどうか、町の姿勢を伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○教育長（戸枝 浩君） 桜井議員にお答えします。

はじめに、県立高等学校長期計画への対応についてであります。

県立小山高等学校の誘致は、長年にわたる町の悲願であり、町民だれもが御尽力をいただいた方々に対し、感謝の念を持つとともに小山高校を守り育てていかなければならないと感じていると思っています。

平成22年3月議会における鷹嶋議員の中高一貫校についての御質問に答弁しておりますが、県では、高等学校の選択肢が限られている地域に中高一貫校の設置を検討することにしておりますので、現時点では、小山高校が中高一貫校の設置対象とはならないものと考えております。

また、特色のあるカリキュラムなどの働きかけについては、町内在住の生徒の登下校のためにバスの運行、行事の開催時の文化会館使用料の減免、部活動後の利用を考慮して「あしがら温泉」の利用料の減免、幼稚園や保育園での生徒の体験学習の受け入れなどを町として実施しております。

地域との連携としては、足柄地区の地域防災連絡会議のメンバーとして小山高校に参加いただき、学校施設を避難所として開設する覚書の締結をしています。

小山高校の定員確保の取り組みでは、特色と魅力ある学校づくりが大切であるとし、「伝統ある学校行事の充実と地域・国際交流促進」、「中学校、地域への魅力発信と広報活動の工夫」など6つの重要目標を掲げ取り組んでおります。これらの学校の魅力づくりの努力に対して、保護者へのアンケートでも高い評価を得ているところであります。

また、小山高校校長、副校長、教頭が自ら各中学校に出向き、小山高校の魅力を伝えて、定員確保の努力を行っております。町内中学校でも、小山高校の存続意義について十分理解し、生徒

や保護者に説明しております。本年4月の町内中学校からの同校への入学者は、小山高校の定員の減少にもかかわらず、小山町内の卒業生194人中33人、17%となっております。また、現在の在校生の出身地別では、在校生513人のうち、町内居住者が107人、21%、御殿場市居住者が363人、71%となっております。

いずれにいたしましても、我が町の高校という意識を持ち、小山高校との連携を大切にするとともに、長期計画策定の動向を注視しながら、小山高校の存続について関係機関に積極的に働きかけたいと考えております。

次に、小山球場夜間照明施設についてであります。

小山球場は、総合文化会館や総合体育館等の生涯学習施設の一部として平成6年に開設いたしました。建設当時は小山球場に夜間照明施設を設置する計画もありましたが、周辺の稲作等への影響に配慮し、設置を見合わせたと聞いております。

小山球場に夜間照明施設を設置するには、いくつかの課題をクリアしなければならないと考えております。

一つには、小山球場周辺の阿多野地区は、小山町でも屈指のお米、水かけ菜の産地であり、良好な自然環境を維持している地域でもあります。この良好な環境を利用して、昨年度には多目的広場の道路側にホテルの里が整備され、この6月下旬にはホテルが舞うのを楽しみにしているところであります。

ホテルは、農薬等による水質の悪化がないことや、繁殖期には闇が必要であり、上陸から飛翔期に当たる4月から9月ごろまでは、月明かりより暗いぐらいの照度が適当であるとされており、周りの環境の変化にも影響を受けやすいことから、照明施設の設置による影響も考慮して対策を講じる必要があるかと思えます。

2つには、照明施設は設置費及びその後の維持管理費に対する財政負担が大きく、昭和57年に設置しました北郷中学校の照明施設は5,700万円の建設額、平成22年度の小山中、北郷中の平均維持管理費は188万円の支出となっております。

このため、当地区の環境保全も大きな課題ではありますが、現在の厳しい財政状況下では、早期の実施が困難でありますことも御理解いただきたいと思えます。

また、スコアボードのボール、ストライク、アウト、打者表示ランプ、外野の芝生化については、昨年12月議会で町長がお答えしましたとおり、何らかの建設財源が見込まれたときに実施できるものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、6番 渡辺悦郎君。

○6番（渡辺悦郎君） 本日は2点につきまして、当局のお考えを伺います。

まず、自然環境、特に水資源を守るための条例推進について伺います。

小山町には富士山水系、北山丹沢水系、箱根水系があり、この水系で育まれた自然環境は小山

町の貴重な財産であり、資源でもあります。この自然と共生を図りつつ、環境を保全し、次の世代へと継承しなければなりません。

報道によりますと、各市で水源に関する諸問題が発生しており、近隣市町でも条例の制定を進めております。小山町でも、既に要綱等では示してありますが、より指導監督を強化をするために、条例化をする必要があると思われまます。

現状を踏まえた水資源の保護のための条例化を進めてはいかがでしょうか。特に掘削、採取について、当局の考えを伺います。

次に、防災計画の進捗について伺います。

昨年の3・11の東日本大震災以降、各種想定の見直し、また小山・御殿場地域の活断層に関する報道があり、町民をはじめ、訪れる観光客にも不安材料となっている現実があります。

昨年6月、9月議会で当局の防災組織、防災計画で質問させていただき、理解しているところではありますが、町民の中には、まだまだ理解されていないところもあります。

当局は防災計画を見直しつつ、今月、6月3日の土砂災害訓練を住民、自主防災会、消防、警察、自衛隊との連携訓練を実施いたしました。より実践的な訓練で報道でも大きく取り上げられました。自助、共助の精神を育てていると思われまます。

また、今回参加されていない方にも、次回から参加していただくきっかけになったのではないかなと思っております。

防災体制や実効性ある防災計画を整備して、町民をはじめ観光客の不安事項を減少して、安心できるようなまちづくりを進められておりますが、改めて現時点での防災計画等の見直しの進捗状況について伺います。

以上です。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めまます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員にお答えをいたします。

はじめに、自然環境、特に水資源を守るための条例制定の推進についてであります。

本町の地下水の保全につきましては、小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、地下水の採取に伴う揚水設備設置に関する基準を設けております。

この基準では、地下水をくみ上げる揚水機の吹き出し口の断面積に応じて、既設の揚水設備との間隔を定めておりますが、相互間の間隔を保てないときであっても、既設揚水設備所有者と協定ができたときはこの限りでないとして規定し、設備には町の定める量水器を設置し、使用水量を町に届け出をするよう定めております。

また、近隣の状況では、御殿場市及び裾野市におきましても、本町と同様に土地利用指導要綱に基づく基準を定めているところであります。

議員御指摘の条例化につきましては、県内の市町では、東部では伊豆市、富士宮市及び富士市、西部では浜松市及び掛川市等、5市が地下水採取及び自然環境の保全に係る条例を制定しており、

また、静岡県では、静岡県地下水の採取に関する条例を制定しておりますが、県条例地域は、岳南、静清、大井川、中遠及び西遠の5地域が規制・適正化地域に指定されております。これら地域につきましては、いずれも過去に過剰な地下水の採取等により、地下水位の異常低下や井戸がれ、塩水化といった地下水障害が発生し、県条例による規制や自主規制が行われているところであります。

本町は、地下水の豊かな町ではありますが、この豊かな自然との共生を図っていくことは重要であると考えております。

このため、町内での湧水量の調査や水質検査を実施するなど、環境の保全につきましては努力はしてきておりますが、本町の水資源の豊かさは企業誘致する際の重要な資源でもあり、新東名高速道路の一部供用開始に伴い、企業誘致を検討していくことも必要であると考えておりますので、自然環境の保全の観点と経済効果とのバランスを考えながら、条例化につきましては、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、防災計画の進捗状況についてであります。

まず、現在の小山町地域防災計画につきましては、平成13年に国・県が策定した第3次地震被害想定を根拠に作成しており、今年5月の防災会議で審議していただいた平成23年度版の地域防災計画では、町の機構改革に伴う災害対策本部の事務分掌の修正、東日本大震災の教訓から罹災調査班や物資班の新設等の本部組織の改編などについて、必要に応じた見直し・修正を行いました。

一方で、議員御承知のとおり、昨年の東日本大震災以降、様々な分野で想定外にならないように、新たな事実の発表や研究成果の発表が行われております。

その一つとして、3月末に南海トラフの巨大地震の震度分布や津波の高さの推計結果が発表されました。これらに伴いまして、国・県は第4次地震被害想定の方針に着手しており、今年12月に対策方針を、平成25年3月の年度末までには想定結果を公表する予定としております。

今年度版につきましては、第4次地震被害想定を受け、町の地域防災計画は大改正が必要となるものと考えております。

このため、町では、国・県の対策方針の公表までは、町の基礎データの整理や県へのデータ提供を行い、公表後に修正のための検討を開始し、平成25年5月頃には小山町防災会議に諮問し、県への報告後、住民の皆様には説明・配布を行いたいと考えております。

次に、先日、新聞やテレビなどで報道されました富士山直下の活断層の研究発表などは、国や県等の正確な情報などを受けて、適切な対応を迅速に行ってまいりたいと考えております。

県の見解は、マグニチュード7級の地震であるならば、現行の地震対策を全力で取り組むことにより対応できるとのことであり、町の対応といたしましては、現行の地震対策の強化や富士山噴火対策の推進などを図ってまいりたいと考えております。

この他、予想される富士山噴火につきましては、現在、静岡、神奈川、山梨の3県で、仮称で

はありますが、富士山火山対策協議会の構築に向けて検討を行っております。

町といたしましては、これら協議会へ参加することはもとより、現行の環富士山火山連絡会や富士山ネットワーク会議などを通じて、広域避難計画や町内避難計画などの策定を行ってまいります。

また、風水害に関する対応につきましては、5月に水防協議会を開催し、平成23年度版水防計画を策定しております。

いずれにいたしましても、災害発生は、時と場所を選びませんので、国や県と連携して行うべき対策と、町独自で行うべき対策を明確にし、迅速に防災、減災対策を行うとともに、適時、適切な情報提供をもって防災力の強化を図ってまいります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、8番 湯山鉄夫君。

○8番（湯山鉄夫君） 私は、進行しつつある新東名高速道路について、町民の皆さんが関心と注目を寄せていることに鑑み、質問をさせていただきます。

4月14日より開通、開業され、そのにぎわいはテレビ局やマスコミを通じ大きく報道をされました。開通後間もなくの連休、ゴールデンウィークには、御殿場インターに合流する車両の渋滞が発生するものと想定していましたが、長時間、長距離に及ぶ渋滞はなく、一時的現象にとどまり、概してスムーズな通行状況でありました。

新東名高速道路は既に先のところでは用地買収から工事施工にと、関係者間で急速に進展していると耳にしています。この計画は、我が町の将来を創造するに重要な課題でもあります。新道路建設に併せて、今からいろいろな附帯計画を道路工事計画と同時に取り組みが必要に思います。

かつて第一東名道の建設当時は、国家的施策にて、地域対応は地主会の結成程度で、地域の振興なる概念はなく、当該地域住民も知識や経験もなく、一方的に事が進められたように思います。道路建設は地域の将来を創造する。また歴史を積み重ね、築くことにあります。戦後占領下、旧246号線は日米政府間協定道路と称し、道路建設が国の施策により強引に進められました。行政道路と言われたゆえんであります。道路には〇〇道路、〇〇街道の名称、愛称が付された道路は幾つかあります。道路は地域住民の生活の場であり、長年にわたる人々の人生の場でもあります。

戦後、国は国内の道路建設を進めるべく、国策団体として日本道路公団を設立し、国家ではできない有料道路の大事業の建設が進められたのであります。それが東名、名神高速道路であります。その後、全国各地に高速道路、有料道路が建設され、戦後の復興により経済も産業も拡大志向にて大きく発展しました。モータリゼーション、あるいはマスプロダクションに合わせて道路網が整備されました。さらに、日本列島改造論が第二東名道、第二新幹線なる計画の中で、新東名道が実現となり、第二新幹線はリニアモーターの技術開発により、実験走行が行われています。

近い将来、新東名道は東京から大阪まで実現されます。第2新幹線はリニア路線の決定後、東京名古屋間に進展が伺えます。

新東名高速道路は、まちづくり、地域の発展に寄与する大きな事業であります。当分先のことだ、先の話だと理解するのではなく、今から先のことを考え、町の将来、地域づくりを見極めつつ、対策なり取り組みが必要であります。事業会社は自己の計画を先行するには、地域の発展に奉仕する、支援するような要因なり努力は期待できません。

仁杉、ぐみ沢地先にインターチェンジ、大御神にはパーキングエリアの設置が計画、予定されています。これに伴う地域の活性化は大きな可能性があります。道路建設と並行した開発行為は当然の対応であります。新たな土地利用計画、既設の施設との連携強化を図るために、都市計画決定における見直し修正の必要はないだろうか。新たに施行された第4次総合計画、込山町長のマニフェストには本課題は提起されていませんが、新東名道に対するまちづくり、地域づくりを想定した発展的な構想や対応策が不可欠と考えます。

4月14日に御殿場ジャンクションより三ヶ日ジャンクションまでの間、162キロメートルが供用開始されました。関係市町、静岡県では、経済効果に期待が寄せられています。今後は御殿場市から我が町の北部、神奈川県にと計画が進められています。この新たな高速道路に対する交通環境、まちづくり、地域づくりに、少なからず影響を及ぼします。

質問の1といたしまして、新東名に対する進捗状況と今後の進展計画について伺います。

現在の状況、今後、段階的、年次別の建設計画はどのように進展をしていくのか。その過程の中で、関連することとして、1として、国道469号線の延伸、国道138号線のバイパスについて。2、当該地域で町道関係の変化はあるのか。3、工事施工による残土の処理に埋め立てなどの有効活用による土地改良策は。新東名道と関連する国道、県道、町道とのそれぞれの対応について伺います。

質問2といたしまして、町及び地域の経済振興策について伺います。

新たに建設される道路施設の経済的活性化を図る振興策、既設の企業や各施設との連携を図る態様として、1として農業、商工業、観光事業者の各事業、工場誘致の各分野における取り組みについて。2といたしまして、どの地域も地場産品、特産品なる商品があります、その構想を予定する計画性はいかがでしょうか。

我が町は東名高速道路、国道246号線をはじめ、国の経済や産業に欠かせない主要道が存在しています。また、主要県道が位置しています。ここに新たに新東名道が10年以内に完成予定され、道路交通には恵まれた地に極めて交通の利便性を有している好条件の町として、この地の利を生かすことができるのであります。高速道路は単に通過するだけの道では意義がありません。道路の隣地、通過地点では騒音や排気ガス、水利や自然環境に影響がないとは言えないデメリットがあるわけで、新東名道建設に際して、可能な限り有効利用する。そして、町や地域に有益につながる策を施すことを、町民は期待を寄せています。

東名のインターチェンジ、パーキングエリアの設置は、我が小山町をはじめ、御殿場市に、更に山梨県に及ぶ広域的経済効果を発生することになります。地域開発、地域振興には、御殿場市

と、それとその地域の協調連携が必要になります。第一東名における足柄サービスエリアは下り線が小山町、上り線が御殿場市に区分されています。よって、地域間の相互の意思の疎通や連携に難しさがあります。当初から行政間の共同精神が既成の事実として存在しているならば、物事の推進は円滑に進みます。道路はいったん完成しますと、事後から生じた不都合や附帯事項の修正、是正になりますと、それはなかなか容易ではありません。したがって、禍根を残すわけにもいきません。我が町の将来、成長戦略の一翼になります有益性をもたらす、そして町の発展に貢献する素晴らしい道路を目指して、皆さんとともに期待をしまいたいと思います。

以上で質問とさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 湯山議員にお答えをいたします。

はじめに、新東名高速道路の進捗状況と今後の実施計画についてのうち、国道469号、国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）についてであります。

まず国道469号富士南麓道路につきましては、御殿場市仁杉を起点として山梨県南部町万沢までを結ぶ60.6キロメートルの道路であります。整備促進につきましては、昭和59年に富士南麓道路の建設促進のため期成同盟会が結成され、本町は平成18年度から会員となり、現在は御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、南部町及び小山町の静岡・山梨両県の4市2町で整備促進について要望活動をしているところであります。

本町の要望につきましては、国道469号の起点を現在の御殿場市仁杉から小山町の国道246号中島インターチェンジに変更することについて陳情活動を行っております。

国道469号は、東名高速道路、新東名高速道路及び国道1号の代替道路としての役割を持つとともに、静岡・山梨両県の地域の活性化や交流の基盤づくりにもつながる重要な路線であります。本町にとりましても、延伸が実現すれば、富士スピードウェイ、富士霊園をはじめ、世界文化遺産登録を目指している富士山と環富士山風景街道の一部を構成する路線としても重要な道路であると位置づけているところでありますので、静岡・山梨両県の近隣市町と力を合わせ、国道469号建設促進期成同盟会として引き続き整備促進の陳情をしまいたいと考えております。

次に、国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）につきましては、議員御承知のとおり、東富士五湖道路と一体となって東名高速道路、新東名高速道路及び中央自動車道を連結する主要幹線道路で、山梨県地域と静岡県東部及び神奈川県西部地域を結ぶことにより、静岡県東部地域の生活及び経済活動を支え、また広域観光交通を支える道路としての役割を担っているところであります。

現在の状況、今後の予定につきましては、国土交通省沼津河川国道事務所に確認しましたところ、新東名高速道路の供用に合わせて事業を進めており、今年度は用地買収の交渉を行うと回答を得ているところであります。

次に、当該地域での町道関係の変化についてであります。

中日本高速道路株式会社と小山町通過10地区におきましては、昨年度までに新東名高速道路の建設に伴う道路・水路等について設計協議確認書の締結が既に取り交わされております。

新東名高速道路により分断される町道につきましては、道路区域の変更や新たな町道認定を行うこととなります。時期につきましては、新東名高速道路の事業完了後を予定をいたしております。

次に、工事施工による残土の処理についてであります。

県内東部地域における新東名高速道路の未整備区間は、御殿場ジャンクションから神奈川県境までの18.1キロメートルであります。中日本高速道路株式会社の計画によりますと、この区間の切り土、盛土の土量が均衡していることから、残土はほとんど発生しないこととなっております。

しかしながら、設計変更等により残土が発生した場合には、中日本高速道路株式会社と協議し、有効活用等について対応してまいりたいと考えております。

次に、町及び地域の経済効果を惹起する振興施策についてであります。

まず、議員御承知のとおり、農業は町において基盤産業であり、地域経済を活性化させる上で主要な産業であると認識しております。

町内に2か所ある道の駅において、地場農産物や餅などの加工品の売れ行き状況を見ても明らかであるように、パーキングエリアにおいても農産物直売を行うことは必須であると考えております。

しかしながら、現状においても地場農産物が品薄状況にあることから、農産物の生産や加工品の販売拡大の更なる強化が急務となっております。

こうした状況ではありますが、町内において農業生産法人が設立され、新たな特産品を栽培し、商品化につなげているなど明るい話題も提供されていることから、農産物の生産拡大や付加価値の高い特産品の開発に努め、パーキングエリアを活用した地場農産物の売り込みについて、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、林業におきましても、当町周辺から集積される原木や製材品の流通拠点の施設整備等を具体化し、森林資源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、商工業、観光事業についてであります。

近年、高速道路のサービスエリアやパーキングエリアは、スマートインターの導入とともに注目度が高まっており、移動途中の休憩の場だけでなく、サービスエリアそのものを目的とするような幅広い利用形態へと変化してきております。

町でも平成32年に供用開始が予定されています（仮称）小山パーキングエリアを、小山町の魅力を強力に発信し、地域商業の活性化を担う施設と位置づけ、様々な施策に取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、町内業者とパーキングエリアに出店する業者との商取引が活発に行われるよう、

計画段階から勉強会やマネジメント講習会等を実施し、既に実績のある他社との競争力をつけること、設置が予定されているスマートインターを起点とした案内パンフレット等の充実、町内各店への利用者流入の促進等に積極的に取り組んでいきます。

次に、企業誘致についてであります。

議員御指摘のとおり、新東名自動車道路の開通及び（仮称）小山パーキングエリアの設置、県道山中湖小山線の国道246号への接続等により、県内外からの本町への交通アクセスは一層充実することとなります。この交通アクセスと、恵まれた水資源、豊かな自然環境を生かした企業誘致に、今こそ取り組むべきと考えます。

具体的には、役場内に学識経験者も交えた、企業誘致も含む重要事項を審議検討する、（仮称）経営戦略会議を立ち上げ、特に企業誘致においては様々な課題を精査し、トップセールスを行っていくつもりであります。

さらに、新東名高速道路が通過を予定している湯船原地区について、県で推進している内陸フロンティアを視野に入れ、新たに企業が進出できるような工業用地開発を含めた土地利用調査を検討してまいります。

次に、地元の商品地場産品開発の取り組みについてであります。

町内特産品につきましては、平成19年から開始した小山町商工会優良ブランド認定事業において、現在までに30品目がブランド認定されております。この中には、長い伝統を持つ商品はもちろん、時代のニーズに対応した新商品もあり、町も企画開発やPR等について支援をしてまいりました。

また、道の駅「すばしり」の指定管理者である株式会社ピカと連携し、小山町の農産物を原材料とした道の駅オリジナルの商品開発も順調に進んでおり、現在、アイテム数は20品目を超過しております。

さらに、今年度は農商工連携事業の一環として、御殿場農協が産地化を推進しているやまごぼうを活用し、商工会女性部との共同研究による新商品開発を計画いたしております。

今後とも安定供給可能な原材料としての農産物の掘り起こしを進めるとともに、高速道路やパーキングエリア利用者の消費傾向や要望を的確に把握しつつ、小山町らしさとアピール性に富んだ地場産品の開発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 次に、12番 鷹嶋邦彦君。

○12番（鷹嶋邦彦君） 以前には、林道、ハイキング道専門の議員がおられました。私は、これらの族議員ではありませんが、今議会では最初に、金時林道の観光道路化について質問をさせていただきます。

足柄峠は万葉の時代、つまり平安時代から京都や東の国への往来は足柄峠を越えていました。この峠から東を日本の東の国、西を西の国に分けていた要所だったことから、史跡の宝庫です。

万葉集には足柄峠でつくられた和歌が幾つか残っていますし、そのことを記念して、昭和57年に造られた万葉公園もあります。

足柄峠には、旅人を取り調べる足柄の関がありました。また、新羅三郎義光は笛の名人で、北の国に戦いに行っている兄の八幡太郎義家を助けに行くことになり、自分が死んでも笛の曲を伝えるために、足柄峠まで来たとき、豊原時秋に笛の曲を教えて都に帰したと伝えられる笛吹石。そのほかにも聖天堂、足柄城跡、足柄古道などがあります。

特に、「目にかかる 時やことさら 五月不二」、曇り空で富士山などは見えないと思っていたが、山を越えるころ雲が切れて、とても鮮やかに美しい富士が見えたとき刻まれている松尾芭蕉の句碑もあります。

このように挙げただけでも、観光に結びつける史跡等がたくさんある。まさに宝の山です。

既に国道138号と県道365号、通称金太郎富士見ライン・足柄峠線に接続している林道金時線は、晴れた日には富士山を中心に愛鷹連山や丹沢山系と、富士のすそ野に広がる地域が一望できます。このような壮大なスケールの眺望は、富士山周辺でも、また世界を見渡してもなかなかあるものではありません。まさに世界に誇る富士山の恵みであり、日本一の絶景だと思います。

さて、延長は5キロぐらいだと思いますが、既に林道として整備されていることから、関係者に御理解と御協力をいただきながら、早急に着手していただきたいと思います。この林道を横断する形で、足柄駅から金時山へのハイキングコースがあります。

このコースに合わせ、大型バスや乗用車等の駐車場の整備ができれば、駐車場を起点とした、駐車場から金時山、猪鼻砦、足柄峠、駐車場や足柄峠を起点とした、足柄峠から猪鼻砦、金時山、駐車場といった新たなコースのセッティングができます。

現在、金時山に登山するハイカーの皆さんは、神奈川県箱根町仙石原の公時神社から圧倒的に多く、この計画が実現できれば、神奈川県に負けないうらい小山町、御殿場市を經由しての登山客が増えるとともに、神奈川県から金時山に登っても、バスの迂回が容易になることから、静岡県側に下山できることになり、経済効果につながると思います。逆に、静岡県側から登っても神奈川県側に下山でき、相乗効果を高めることになると思われます。

また、この林道を観光道路として位置づけ、現在、一部道路改良をしています県道365号線の全線道路改良や、神奈川県が既に着手している南足柄市地藏堂から足柄峠までの間の道路改良等、これらがすべて整備された場合、東名高速道路の大井松田インターチェンジ、御殿場インターチェンジや東富士五湖道路を利用し、多方面からの観光誘客が図られ、観光名所としての位置づけができるものと思います。

アウトレットモールに訪れる大勢の中華圏の人たちにも、観光コースの中に組み入れていただければ、日本一の富士山の壮大な絶景に大いに感動するものと思われまます。

特に林道金時線については、先に述べたとおり日本一の絶景ですので、要所に休憩スペースや展望台を整備すれば、一般のお客さんでにぎわうものと信じます。

箱根側の足柄地先関係は、富士山側に比べると環境整備が遅れていることなどから、この整備が進めば一躍脚光を浴びるものと信じて疑いません。

この整備には莫大な予算が伴うと思いますが、林道の一部を有料道路としての検討も必要だと思います。

そこで、次の2点について伺います。

神奈川県では、拡幅工事が終わりに近づき、足柄峠まで大型バスのすれ違いができるよう、着々と計画を進めています。小山町側の道路は改良工事をしているものの、神奈川県側と比べると狭いし、遅れていると感じます。今後の計画や見通しについて、当局の考え方を伺います。

次に、国道138号線からの林道拡幅整備となると、御殿場市との広域的整備になります。町としても稼げる観光ルートに取り組むべきと思いますが、この点について当局の考え方を伺います。

次に、道の駅「すばしり」への温泉管布設工事の経過説明と今後の計画について伺います。

須走の温泉施設から、昨年完成した道の駅「すばしり」まで温泉を引いて、道の駅に来られたお客さんに足湯に浸かってもらって温まったり、くつろいでもらいたいとの構想は、平成15年ごろの議会全員協議会で話され、その後、帝国石油の天然ガス管理設工事に合わせて予算化がされ、工事が行われたと記憶しています。また、平成17年度の決算書にも約2,200万円が支出されています。

確かに温泉管の布設は終わっています。しかし、その6年後の平成23年4月、道の駅が開業し、そして1年以上たっても、いまだ道の駅の足湯は水より沸かしていると聞いています。温泉が引かれたという話は聞いていません。町として、この辺の経過説明を議会や町民にしていますか。私は、聞いたという記憶がありませんので、詳しい説明をお願いします。

そこで、温泉導入計画からの経過説明を伺います。

今後の見通しと実施計画について、伺います。

温泉施設会社との契約締結書の有無について、伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（真田 勝君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（真田 勝君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

はじめに、金時林道の観光道路化についてであります。

議員が御質問されております足柄峠付近の各道路は、所領より県道足柄峠線が始まり、聖天堂手前にて御殿場市萩原地先から来る県道御殿場大井線と接続し、本線となり、そのまま神奈川県

南足柄市内へとつながっております。その途中、足柄城址入り口より神奈川県道矢倉沢仙石原線が金時山方面へ向かい、途中より林道金時線が御殿場市深沢地先の国道138号へ接続するという大きな道路網になっております。

古来、この峠は足柄路として関所を設け、人・物が行き来し、にぎやかな歴史を築いた場所で、古き残されし史跡を尋ねることができる観光地として、来場者も年々増加しております。

また、東京方面への国道246号が通行止めの際、迂廻路としても重要な路線となっております。

議員御指摘のありました足柄峠付近の改良拡幅事業についてであります。神奈川県に確認しましたところ、毎年工事を実施しており、平成24年度には現在計画している工事が終了する予定であるとのことであります。

一方、静岡県側も過去数度の改良拡幅工事を実施しており、平成24年度は所領の県道竹之下小山線より東名高速道路のボックスカルバート手前までの改良拡幅工事を実施するとのことでもあります。

しかし、その先ではまだ幅員の狭い箇所も随分残っておりますので、昨年12月に静岡県庁へ出向き、事業を要望したところであります。

町といたしましては、引き続き路線の重要性を理解していただき、事業が採択になるよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、金時林道の広域的整備と観光ルートとしての取り組みについてであります。

議員御指摘のとおり、足柄峠と国道138号の御殿場市深沢地先までを連結する林道金時線は、豊かな自然林と富士山を望む眺望が大変すばらしいところであります。

御殿場市内の国道138号を起点として、三島市を結ぶ基幹林道北箱根山線を利用することにより、足柄峠から三島市内の国道1号を経由し、箱根峠まで直接アクセスが可能となるため、観光道路としての期待ができるものと考えているところであります。

町では、平成20年度に国有林を管理する森林管理署静岡県東部農林事務所及び御殿場市・小山町の行政機関、御殿場市・小山町の観光協会、地元林業関係者で構成する金時林道整備検討会を発足させ、平成22年度までの間に4回の検討会を開催いたしました。

この検討会の中では、林道としての機能充実と観光道路としての利活用を中心に検討を行い、林道整備助成の事業メニューや地元分担金、さらには国有林内の林道用地の確保など、現実的かつ具体的な整備手法の検討も進めてきたところであります。

しかし、平成22年9月の台風9号で甚大な被害を被り、復旧事業を最優先することとなり、事業の実施には至りませんでした。今後については、静岡県が平成21年度に実施した林道金時線全体計画調査の結果を踏まえ、豊かな観光資源を有効に活用した観光道路としての機能と、これに付随する経済効果を視野に入れながら、厳しい財政状況の下であります。費用対効果をしっかり見極めながら、林道金時線整備事業の実現に向け、国、県や御殿場市と連携しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、道の駅「すばしり」への温泉管布設工事の経過説明と今後の計画についてであります。

温泉管布設に至る経過につきましては、町では平成14年度と15年度で実施しました須走地域振興策検討業務委託において提案されました国道138号の道の駅構想に基づき、温泉を利用した足湯を計画し、温泉施設「天恵」を所有するMCエステート株式会社の内諾と帝国石油株式会社及び国土交通省との協議により、原材料費と管を接続する経費のみで温泉管を布設できる見通しが立ち、実施した事業であります。当時、帝国石油株式会社が天然ガスパイプラインを山梨県昭和町から御殿場市まで、約83キロメートルを静岡ラインとして、小山町須走地先の国道138号を經由して整備する計画があり、この計画に併せて管径65ミリのポリエチレン管を「天恵」の温泉井戸付近から町道富士学校線の自衛隊柳沢官舎前付近まで、約1,500メートルを布設したものであります。

温泉管布設の交渉経過につきましては、平成16年1月に須走の温泉施設「天恵」を運営しておりますMCエステート株式会社に温泉を分けていただくことは可能か申し入れをしたところ、口頭で引き湯は可能であるとの回答をいただきました。

その後、3月5日に温泉の引き湯について文書による約束を申し入れましたところ、企業側からは、当初足湯ということで供給は可能であるとの回答をしたが、現在、別荘を分譲した住民と温泉利用についてトラブルが発生している状況にあり、文書による約束は問題が複雑化することから、すぐにはできないとの回答がありました。

その後、平成18年4月にMCエステート株式会社の事情で温泉施設「天恵」の売却の話が持ち上がり、温泉施設は時の栖に譲渡されました。

このため、平成20年1月15日には時の栖と交渉を行いました。温泉の引き湯については譲渡時の引き継ぎ事項で承知はしているが、温泉について住民から苦情があり、繁忙期の湯量不足や温度の低下等の諸問題について対応に苦慮しているとの説明がございました。

その後、同年7月には町から道の駅「すばしり」の足湯計画について説明を行い、この中で供給量及び料金、また「天恵」周辺の一次側の接続場所等について検討していただくようお願いをいたしました。

しかし、道の駅「すばしり」の工事着工後の平成21年7月15日に、町より企業側に再度協議を申し入れたところ、諸事情から須走道の駅への温泉の供給はできないとの回答があり、布設した温泉管はそのままの状況になっております。

次に、今後の見通し等についてであります。

企業側の諸事情から、現在は温泉の供給をしていただけない状況ですが、今後も温泉の供給につきましてはお願いをしてまいりたいと考えております。

次に、温泉施設会社との契約締結書の有無についてであります。経過説明で申し上げましたとおり、文書による契約書等はありません。

以上であります。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再質問をいたします。

まず最初の金時林道の観光道路化についてですけれども、ただいま答弁をいただいた中で、「古き史跡を訪ねることのできる観光地として認知されている。」という認識をお持ちのようですが、認知されているというのも関係者の努力があつてのことだと思ひます。

そこで、過去5年間程度の推移はどのようになつてゐるのか伺ひます。それに対して、町はどのような対策を講じてこられたのか、具体的にお示しいただきたいと思ひます。

また、実現に向けて、国、県、御殿場市との連携をしながら引き続き取り組むということですが、このルートの整備がなされれば、小山町の観光が一変すると言っても、決して過言ではないと思ひます。町の観光を推進していく上に最も重要な案件の一つだと思ひます。そこで、今後の取り組みについて、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

次に、温泉管布設工事云々についてでございますけれども、町長は4期の県会議員をはじめ、議員経験が長いのでわかつていただけると思ひますけれども、ただいまの経過説明を聞きますと、行政の継続性と温泉を利用した足湯が完成するものと思つてゐた時の町長の考え方との整合性というものが残ると思ひます。このことについて、町長はどのように考えられてゐるのか伺ひます。

次に、温泉施設会社との契約書はないという、先ほどの答弁ですけれども、行政を進める上で、このような契約書がなくても、目的の事業が執行できるということは、この事業のほかにもあるのか、ないのか、伺ひます。

以上伺ひます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員にお答えをいたします。

足柄峠の5年間の推移ということでございますが、ちょっと私、手元に数字は持っておりませんので、後日お示しをしたいと思ひますが、よろしゅうございますか。もしあれでしたら、課長の方から答弁させます。

次に、金時林道の今後の取り組みでございますが、先ほどお話ししたとおり、平成22年にこの話はもう既に終わりました。また新たに、これから静岡の管理署、また東部農林事務所、また御殿場市等々とお話をして、協議会を作っていくと、こういう形になろうかと思ひますが、このなかなか難しいのは、延長が約10キロございますが、このうち半分が国有林内でございます。昨年度であります、静岡の管理署の担当課長とお話をしたところ、この国有林が分収林ということで権利者がたくさんいらっしゃるということで、その権利者からの了解を取らなきゃなかなか難しいというふうなお話を、去年、当時の課長からは伺つておりますので、今年、課長がかわつたようでございますので、また新たにその点については、また御相談申し上げて、まずその辺から取りかかつていこうと、こんなふう考えております。

温泉の関係でございますが、この私も当時のことはよく承知はしておりません。記録をいただいて読ませていただいた程度でございますが、21年7月15日に、会社から本件は白紙と伝えてきております。その前の日まで、14日まで、設置に向けての協議があつたと、こういう事実がござ

います。この理由については、私もよく承知はしておりませんが、この7月15日の白紙の小山町への連絡の後、21年7月28日に、小山町として確認に、時の栖に行っております。時の田代副町長が行かれて、お話をしたということになっておりますが、ここで再度「だめだよ。」とお答えになったと、こういうことでございます。

この理由として、ここに書いてありますが、須走道の駅指定管理者の公募があったようでございますが、この件について、時の栖の方に情報の提供がなかったと。これを知ったので、白紙撤回をしたと、こういうことが書かれておりますので、このような理由であったかなと推測はしております。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（池谷精市君） 鷹嶋議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの足柄峠付近の観光客の増加という御質問でございますが、現在、数字を持ち合わせてございませんので、後ほど調査をしてお示ししたいと思います。

以上です。

○12番（鷹嶋邦彦君） 再々質問をさせていただきます。

まず、金時林道の方の数字については、後だということですので、本当は休憩を挟んでももらいたかったんですけども、後で結構です。

それで、温泉管の方ですけども、指定管理者の話がなかったのでだめだと云々という話がありましたけれども、そういうことじゃなくて、一番最初の話が、契約書がまず一番最初でないということが、私はおかしいんだということを、ちょっと言いたいわけですよ。一番最初の、例えば何の事業をするにしても、一番最初、契約をして、それから、その事業者との契約をして、それで施工がされるというのが筋だと思うんですけども、一番最初に契約書が何もなかったというのに、次の工事契約の方を先にして、施工がされたということが、何とも不思議な話だということでも質問をさせていただいているわけです。その辺について、当局はどのようにお考えなのか、再々質問をさせていただきます。

○議長（真田 勝君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鷹嶋議員の再々質問にお答えいたします。

私も今回の一連の流れを見まして、全く鷹嶋議員のおっしゃるとおり、当然契約はあってしかるべきと、そのように思います。今後につきましては、そういうことがないように、よく職員に対して注意していきますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（真田 勝君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、6月15日金曜日 午前10時開議

議案第33号及び議案第34号の議案2件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行い

ます。

本日は、これで散会いたします。

午後 2 時37分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 桜 井 光 一

平成24年第2回小山町議会6月定例会会議録

平成24年6月15日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	阿部 司君	3番	池谷 弘君
	4番	高畑 博行君	5番	桜井 光一君
	6番	渡辺 悦郎君	7番	米山 千晴君
	8番	湯山 鉄夫君	9番	梶 繁美君
	10番	池谷 洋子君	11番	込山 恒広君
	12番	鷹嶋 邦彦君	13番	真田 勝君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	土村 暁文君
教 育 長	戸枝 浩君	企 画 総 務 部 長	小野 巖君
経 済 建 設 部 長	後藤 栄一君	住 民 福 祉 部 長	土屋 礼二君
教 育 部 長	高橋 忠幸君	危 機 管 理 監	新井 昇君
会 計 管 理 者	鈴木 哲夫君	政 策 秘 書 課 長	室伏 博行君
企 画 財 政 課 長	羽佐田 武君	総 務 課 長	小野 学君
税 務 課 長	湯山 正敏君	健 康 福 祉 課 長	秋月 千宏君
住 民 課 長	高橋 裕司君	地 域 防 災 課	池田 馨君
建 設 課 長	小野 克俊君	農 林 課 長	遠藤 一宏君
商 工 観 光 課 長	池谷 精市君	都 市 整 備 課 長	湯山 博一君
上 下 水 道 課 長	池谷 和則君	こ だ も 育 成 課 長	相原 浩君
生 涯 学 習 課 長	土屋 和彦君	総 務 課 副 参 事	鈴木 辰弥君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長 田代 順泰君

会議録署名議員 4番 高畑 博行君 5番 桜井 光一君

閉 会 午前10時44分

(議 事 日 程)

日程第1 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第2号)

日程第3 議員の派遣について

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第35号 平成24年度小山町一般会計補正予算(第3号)

追加日程第3 議案第36号 訴えの提起について

追加日程第4 議案第37号 訴えの提起について

追加日程第5 発議第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書

議

事

午前10時00分 開議

○議長（真田 勝君） 本日は御苦労さまです。

会議に先立ちまして、6月11日に開催されました一般質問に関する報告について、商工観光課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○商工観光課長（池谷精市君） 鷹嶋議員の再質問にありました足柄峠周辺への観光客の入れ込み状況についてお答えいたします。

過去5年間につきまして、南足柄市が現地調査をもとに推計しました年度ごとの観光客入れ込み数を御報告いたします。

平成19年度11万6,700人、平成20年度12万2,300人、平成21年度15万1,000人、平成22年度15万8,800人、平成23年度4万9,400人となっています。

平成23年度につきましては、東日本大震災や計画停電の影響から、観光客が極端に減少していますが、平成19年度と22年度を比較しますと、約4万2,000人の増加となっており、足柄峠周辺へ訪れる観光客は増加の傾向にあると考えます。

以上です。

○議長（真田 勝君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりでありますから、朗読を省略します。

日程第1 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例について

日程第2 議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）

○議長（真田 勝君） 日程第1 議案第33号及び日程第2 議案第34号の議案2件を一括議題とします。

それでは、5月31日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審議の経過並びに結果について報告を求めます。

はじめに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） おはようございます。ただいまから、総務建設委員会に付託されました1議案の審議の経過と結果について、御報告申し上げます。

6月11日午前10時より、会議室において、副町長、関係部課長及び関係副参事等、議会から議長立ち会いのもと、委員5名全員が出席し、審査を行いました。

それでは、議案第34号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

委員から、スコリア土壌森林内緊急整備事業2,100万円を実施するということだが、平成22年台

風9号においては、スコリアによる被害が大きく、スコリアの除去を実施する必要があると思うが、現在のスコリア採取規制を見直し、柔軟な対応ができるようにするべきではないのか。との質疑に。

山地強靱化のための協議会を立ち上げ、国、県の関係を含めて議論をしていきます。との答弁がありました。

委員から、地域商業活性化宅配サービス事業1,103万9,000円の目的、対象商店の指定方法、調達品目及び被サービス者の掌握はどうなっているのか。との質疑に。

目的は商店街の活性化です。本事業は商工会に委託し、事務職2人、営業職2人を雇用し、町内全体を対象として実施するもので、ニーズの把握、商品の企画、高齢者等の日常の見守りの検討などを予定しています。その中で、被サービス者についても、今後調査していきます。との答弁がありました。

委員から、職員研修事業55万7,000円は、どのような研修なのか。との質疑に。

PHP総研に委託し、年8回の政策形成能力研修を行うものです。との答弁がありました。

委員から、富士山すその支援委員会負担金5万円はどのような委員会で、どのようなことを行うのか。との質疑に。

東日本大震災のために東北で開催できなくなった全日本少年サッカー大会決勝大会を裾野市と沼津市へ誘致したため、静岡県と関係4市3町で支援委員会を立ち上げました。その中のおもてなし支援委員会で、選手と応援者のおもてなしを表富士観光キャラバンに委託する経費を捻出するための負担金でございます。との答弁がありました。

委員から、訴訟代理人委任費用137万5,000円は何の訴訟経費か。との質疑に。

町営住宅家賃滞納者強制撤去に係る訴訟経費として、1人当たり12万5,000円で、11人分を見込んでいるものです。との答弁がありました。

委員から、計画調査総務費の旅費14万2,000円の増額理由は何か。との質疑に。

地区計画適用の基本方針策定業務等を委託した中で、県との折衝回数が増加が見込まれるためです。との答弁がありました。

委員から、災害復旧事業費2,400万円の施行場所はどこか。との質疑に。

精進川2か所、西沢川1か所の復旧事業に係る費用です。との答弁がありました。

以上、主な質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後、委員会協議会といたしまして、今回補正予算に公有林整備事業費として計上されております生土山の現地視察を行いました。

以上で、6月定例会で総務建設委員会に付託されました1議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（真田 勝君） 次に、文教厚生委員長 桜井光一君。

○文教厚生委員長（桜井光一君） おはようございます。ただいまから、文教厚生委員会に付託されました2議案の審議の経過と結果について、御報告します。

6月8日午前10時、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長及び関係副参事、議会から議長立ち会いのもと、委員6人全員が出席し、審査を行いました。

それでは、はじめに、議案第33号「小山町印鑑条例等の一部を改正する条例について」報告します。

委員から、町の外国人登録者数は何人か。との質疑に。

平成24年6月1日現在、176人です。との答弁がありました。

委員から、外国人登録者の男女別の人数はどうなっているのか。印鑑登録の印鑑の大きさの制限が8ミリから25ミリとなっているが、外国人の場合、名前が長いので、入らないことも考えられるが。との質疑に。

男65人、女111人です。印鑑の大きさの制限は変わりませんが、片仮名表記等を使用しても良いこととしているので、制限された大きさの範囲で対応していただきます。との答弁がありました。

また、委員から、漢字圏と非漢字圏の内訳はどのようになっているのか。との質疑に。

漢字圏の方は、中国人が26人、韓国人が16人となっています。との答弁がありました。

委員から、外国人の印鑑登録証明書の交付は、支所でもできるのか。との質疑に。

日本人と同様に、支所でもできます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「平成24年度小山町一般会計補正予算（第2号）」について報告します。

委員から、備品購入に係る補正があるが、当初予算で計上すべきものではないのか。なぜ補正予算で計上することになったのか。との質疑に。

綱山五徳会様からの寄附に関するものであります。前年までは物品寄附であったものが、今回からは現金寄附となったためです。との答弁がありました。

委員から、9款3項1目中学校管理運営費の備品購入費42万9,000円は、何を購入するのか。との質疑に。

学習用具の整理用の移動棚を6台購入するものです。との答弁がありました。

委員から、来年度からは当初予算に計上するのか。との質疑に。

寄附していただける法人の寄附決定時期によります。との答弁がありました。

委員から、法人がなく寄附を受けることができない学校と、寄附を受けている学校との備品格差の調整を行っているのか。寄附を受けることができない学校の備品は、一般会計で購入しているのか。との質疑に。

一般会計の予算の中で調整を行い、寄附を受けることができない学校には、必要なレベルの備品が購入できるように調整しています。との答弁がありました。

委員から、9款5項4目文化会館等管理運営費の備品購入費30万円は何を購入するのか。9款6項1目社会体育振興費の助成金6万円は何に助成するのか。との質疑に。

文化会館等管理運営費の30万円は、情報表示ボードを購入するものです。社会体育振興費の6万円は、マラソンフェスタに3万円、市町駅伝に3万円を助成するものです。との答弁がありました。

委員から、現金寄附となったのは、法人法の改正に関係するのか。他の法人はどうしているのか。購入した備品に寄附者の名前を表示するのか。寄附者の名の表示は、今後どうするのか検討すべきである。との質疑に。

現金寄附となった理由については、寄附していただける法人からの申し入れがあったためです。一色郷栄会も現金寄附となっています。小さい物については、備品台帳上に寄附者を記載してあります。大きな物には表示しています。との答弁がありました。

委員から、寄附していただける法人に、地域格差が生じていることを伝えているのか。寄附は大変ありがたいが、教育の機会均等ということを考え、地域間格差の是正のための方策を行ってほしい。との質疑に。

法人におかれましては理解していただいていると感じています。法の規定もあり、寄附をこうしていただきたい旨の話はできません。寄附をいただいたことにより確保できた一般財源を、他地区の学校の必要最低限の備品購入に充て、教育の機会均等の確保に努めています。との答弁がありました。

委員から、町は必要最低限のレベルの備品を確保していると思ってよいか。寄附していただいている備品は、付加価値があるものであるが、教育・文化のレベルを上げることに取り組んでいただきたい。との質疑に。

備品を寄附していただき、大変ありがたいです。それなりの効果もあると考えています。他市町から転入した先生からは、それなりに備品は整っている旨の評価をいただいております。現在は、授業改善に力を注ぎ、教育の質の向上に努めています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第34号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会終了後、委員会協議会として、アップルと駿東学園の計2か所の現地視察を実施しました。

以上、6月定例会、文教厚生委員会に付託されました2議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（真田 勝君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第33号 小山町印鑑条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第34号「平成24年度小山町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(真田 勝君) 起立全員です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議員の派遣について

○議長(真田 勝君) 日程第3 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり、7月20日に伊豆市で開催されます6市4町議会議長連絡会に副議長、7月27日に、富士宮市で開催されます富士山ネットワーク会議講演会に議長の指名する議員、並びに8月6日の富士吉田市での行政視察及び静岡市で開催されます静岡県町村議会議長会主催の議員研修会、並びに8月30日の町内行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第121条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第35号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第3号）、議案第36号 訴えの提起について、議案第37号 訴えの提起についての計3件が、また、議会から、発議第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書の1件、合計4件の追加議案が提出されました。

発議1件は、所定の賛成議員がありますので、成立しました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（真田 勝君） 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第35号から議案第37号までの3件及び議会提出の発議第3号の1件の、計4議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

（追加議案配付）

追加日程第1

町長提案説明

○議長（真田 勝君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第35号から議案第37号までの3議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 本日、追加提案いたしましたのは、補正予算1件、訴えの提起2件の、計3件であります。

はじめに、平成24年度小山町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強工事におきまして、実施設計委託の実績により、予算に不足が生じたためであります。なお、併せて北郷中学校グラウンド防球フェンスを緊急で補修するものであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,570万円を追加し、歳入歳出総額を78億8,014万4,000円とするとともに、地方債の追加の補正をするものであります。

次に、訴えの提起についてであります。

2件とも同様の内容でありますので、一括して説明をいたします。

本案は、町営住宅使用料の滞納額が多額な入居者に対して、住宅の明け渡しと滞納使用料の支払いを求めるために訴えを提起することとし、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、追加提案いたしました3議案につきまして提案説明は終わります。

なお、詳細については、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第35号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（真田 勝君） 追加日程第2 議案第35号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野 巖君。

○企画総務部長（小野 巖君） 議案第35号 平成24年度小山町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ4,570万円を追加し、予算の総額を78億8,014万4,000円とするとともに、地方債の追加の補正をするものであります。

はじめに、4ページの地方債の補正は、今回の補正で計上した小学校耐震補強事業の委託料及び工事請負費について借り入れするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。6ページをお開きください。

19款2項2目教育施設準備基金繰入金を2,050万円増額いたしますのは、今回の補正に係る事業費の財源として繰り入れするものであります。

次に、22款1項8目教育債を2,520万円増額いたしますのは、先ほどの地方債の補正でも説明しましたが、北郷小学校施設耐震補強事業費に対するの借り入れであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。7ページをお開きください。

9款2項1目小学校費の学校管理費のうち、説明欄（2）小学校管理運営費を3,370万円増額しますのは、北郷小学校北校舎・給食棟耐震補強事業につきまして、実施設計委託の実績により、不足する工事請負費3,300万円と、それに伴う監理委託料70万円であります。

次に、同じく3項1目中学校費の学校管理費のうち、説明欄（2）中学校管理運営費を1,200万円増額しますのは、今年4月2日の暴風により破損した北郷中学校グラウンド防球ネットフェンスの改修工事費であります。当初は2号補正での対応を考えておりましたが、北郷小学校耐震補強事業の財源確保のため見送りとしておりました。このほど、北郷小学校耐震補強事業につきまして、県との協議の結果、起債での対応が可能となったことから、財源の確保ができたことにより補正するものであります。なお、工事の概要としましては、グラウンドの南側90メートルを、高さ8メートルで改修するものであります。

以上であります。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第36号 訴えの提起について

追加日程第4 議案第37号 訴えの提起について

○議長（真田 勝君） 追加日程第3 議案第36号及び追加日程第4 議案第37号の議案2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。経済建設部長 後藤栄一君。

○経済建設部長（後藤栄一君） 議案第36号及び第37号 訴えの提起についてであります。

本2案は、長期間住宅使用料を滞納している町営住宅入居者に対する、明渡し請求と使用料等の支払いを求める訴えを提起するものでございます。

被告となるべき者2名についてでございますが、それ相当の収入があるにもかかわらず滞納している居住者でありまして、町営住宅南藤曲団地に居住する者1名、町営住宅浅間団地に居住する者1名が対象者であります。

これら2名の町営住宅使用料は、再三の督促にもかかわらず、支払いが滞っており、2名ともその滞納額は200万円を超えております。

先月、5月11日に町営住宅の明渡しと滞納使用料の支払いを求める請求を、配達証明付き内容証明郵便で行いましたが、これまで明渡し及び滞納使用料の支払いはなされておりません。したがって、町営住宅の明渡しと滞納使用料の支払いについて、法的措置を執らざるを得ないと判断し、提案するものでございます。

なお、滞納金額が200万円を超える町営住宅茅沼団地に居住する者についてでございますが、明渡し請求等の配達証明付き内容証明郵便が、本人不在のため届かず、再度郵送しましたが同様であったことから、沼津簡易裁判所に申し立てを行い、公示送達の手続きをとっているところであります。

したがって、本議会に提案することが間に合いませんでしたので、この者に対する訴えの提起については、手続きが整い次第、速やかに提案をする予定であります。

なお、今後も多額な滞納使用料があり、特別な事情が認められない者に対しては、同様の手続きを進めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（真田 勝君） 補足説明が終了しました。

本2議案につきましては、個人情報を取り扱っている議案でありますので、質疑及び討論においては、個人情報の保護に留意し、発言を願います。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

追加日程第3 議案第36号「訴えの提起について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第37号 訴えの提起についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書

○議長（真田 勝君） 追加日程第5 発議第3号「基地対策予算の増額等を求める意見書」を議

題とします。

提出者の説明を求めます。7番 米山千晴君。

○7番(米山千晴君) ただいま議題となりました発議第3号 基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

本意見書につきましては、小山町議会が加入しております全国市議会議長会基地協議会会長から、国に対し意見書の提出について依頼が提出されております。

内容は、国は、基地関係市町村に対し、平成25年度予算における基地交付金及び調整交付金の増額と、基地交付金の対象資産の拡大等を講じてほしいことが主な内容でございます。

それでは、以下、意見書の朗読により、提案理由の説明とさせていただきますので、お手元の議案を御覧いただきたいと思います。

意見書第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を提出する。

平成24年6月15日 提出

提出者 米山千晴

賛成者 阿部 司、湯山鉄夫、梶 繁美、込山恒広

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

静岡県駿東郡小山町議会

以上のとおり、本意見書を衆議院議長、参議院議長などに提出するものでございます。

よろしく御審議のほど、御承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（真田 勝君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑を行います。提出者の説明に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

米山千晴君提出の発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（真田 勝君） 起立全員です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、関係行政庁に提出します。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、平成24年第2回小山町議会6月定例会を閉会とします。

午前10時44分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 真 田 勝

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 桜 井 光 一

